

平成 26 年度札幌市産業廃棄物処理実態調査報告書

(平成 25 年度分)

【概 要 版】

札幌市環境局

目次

第1章 調査の目的と概要	1
1.1 本調査の目的	1
1.2 調査の概要	1
1.2.1 調査主体及び調査機関	1
1.2.2 調査対象期間	1
1.2.3 調査対象廃棄物	1
1.2.4 調査対象地域	3
1.3 調査方法	3
1.3.1 産業廃棄物の排出事業者に対する調査	3
1.3.2 産業廃棄物の処理業者（収集運搬・処分）に対するアンケート調査	11
1.3.3 実績報告書等の整理	11
1.3.4 産業廃棄物排出事業者のヒアリング調査	11
1.4 標本調査の結果	12
1.4.1 産業廃棄物の排出事業者に関するアンケート調査結果	12
1.4.2 産業廃棄物許可業者に関するアンケート調査結果	13
第2章 産業廃棄物の排出事業者に関する調査結果	14
2.1 調査結果の概要	14
2.1.1 産業廃棄物の発生及び処理状況（特別管理産業廃棄物を含む）	14
2.1.2 産業分類別の発生及び処理状況	15
2.1.3 産業廃棄物種類別の発生及び処理状況	16
2.2 産業廃棄物の処理・処分状況	17
2.2.1 自己処理状況	17
2.2.2 委託処理状況	18
2.2.3 最終処分状況	20
2.2.4 再生利用状況	21
2.3 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況	22
2.3.1 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況の概要	22
2.3.2 特別管理産業廃棄物種類別の発生及び処理状況	23
2.4 業種別の処理状況	24
2.4.1 農業	24
2.4.2 建設業	26
2.4.3 製造業	28
2.4.4 医療・福祉	30
2.4.5 その他の事業	32
2.5 意識調査結果	34
2.5.1 事業所内での産業廃棄物の処理状況	34
2.5.2 産業廃棄物の減量化・再資源化への取り組み、将来計画	38
2.5.3 市域内の廃棄物処理施設使用状況	47
2.5.4 札幌市の産業廃棄物処理に係る施策	53

第1章 調査の目的と概要

1.1 本調査の目的

本調査は、札幌市内で発生した産業廃棄物の排出量及び処理状況等の実態を把握・解析するとともに、将来推計を行い産業廃棄物の排出抑制等に係る課題を整理することにより、産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び市域内処理の推進策の検討、「第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定するための基礎資料に資することを目的とする。

1.2 調査の概要

1.2.1 調査主体及び調査機関

本調査の調査主体及び調査機関は、以下の通りである。

調査主体：札幌市 環境局 環境事業部 事業廃棄物課

調査機関：株式会社北海道二十一世紀総合研究所

1.2.2 調査対象期間

調査対象期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とし、期間内に発生した産業廃棄物を対象とした。

1.2.3 調査対象廃棄物

本調査において対象とした廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物とする。

表 1.2.-1 調査対象廃棄物

区分	分類番号	廃棄物の種類
産業廃棄物	0110	燃え殻
	0210	有機性汚泥
	0211	下水汚泥
	0220	無機性汚泥
	0221	建設汚泥
	0222	上水汚泥
	0300	廃油
	0311	鉱物性油
	0312	動植物性油
	0400	廃酸
	0500	廃アルカリ
	0600	廃プラスチック類
	0601	廃タイヤ
	0605	発泡スチロール等
	0700	紙くず
	0710	建設工事の紙くず
	0800	木くず
	0810	建設工事の木くず
	0900	繊維くず（天然繊維くず）
	0910	建設工事繊維くず
1000	動植物性残さ	
1100	ゴムくず（天然ゴムくず）	

区分	分類番号	廃棄物の種類	
産業廃棄物	1200	金属くず	
	1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	1310	ガラスくず	
	1320	陶磁器くず	
	1321	コンクリートくず	
	1322	石膏ボード	
	1400	鋳さい	
	1500	がれき類	
	1501	コンクリート破片	
	1502	廃アスファルト	
	1600	動物のふん尿	
	1700	動物の死体	
	1800	ばいじん	
	1900	処分するために処理したもの（13号廃棄物）	
	2000	建設混合廃棄物	
	2200	混合廃棄物	
	2300	シュレッターダスト	
	2400	石綿含有産業廃棄物	
	2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	2430	廃プラスチック類	
	2440	がれき類	
	3000	廃自動車	
	3011	バイク	
	3012	自転車	
	3100	廃電気機械器具	
	3103	家電リサイクル対象物	
	3107	パーソナルコンピュータ	
	3111	蛍光灯	
	3500	廃電池類	
	3510	鉛蓄電池	
	3520	乾電池	
	4000	動物系固形不要物	
	特別管理産業 廃棄物	7000	特管／引火性廃油
		7100	特管／腐食性廃酸
		7200	特管／腐食性廃アルカリ
		7300	特管／感染性廃棄物
		7400	特管／特定有害産業廃棄物
		7410	特管／廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物
		7421	特管／廃石綿等（飛散性）
		7423	特管／鋳さい
7424		特管／燃え殻	
7425		特管／廃油	
7426		特管／汚泥	
7427		特管／廃酸	
7428		特管／廃アルカリ	
7429		特管／ばいじん	
7430		特管／処分するために処理したもの	

1.2.4 調査対象地域

調査対象地域は、札幌市域内とした。

但し、札幌市域からの産業廃棄物の流出入による処理状況を把握するため、札幌市周辺地域の産業廃棄物処理事業者についても対象とした。

1.3 調査方法

排出事業者及廃棄物の処理（収集運搬・処分）事業者に対しアンケート調査を行い、産業廃棄物の排出量、処理状況、委託状況、自社処理状況、リサイクル状況及び減量の取組状況等を把握した。

調査にあたっては、札幌市と十分協議の上、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版」（平成22年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、以下「指針改定版」という。）に準拠し行った。

1.3.1 産業廃棄物の排出事業者に対する調査

（1）調査対象業種

調査対象業種は、総務省「日本標準産業分類」（平成25年10月改定版）の業種区分を基本とし、表1.3-1に示す業種を調査対象とした。

表 1.3-1 調査対象業種

A 農業、林業
01 農業
012 畜産農業
02 林業
D 建設業
06 総合工事業
07 職別工事業(設備工事業を除く)
08 設備工事業
E 製造業
09 食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維工業
12 木材・木製品製造業(家具を除く)
13 家具・装備品製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印刷・同関連業
16 化学工業
17 石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19 ゴム製品製造業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業

28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
361	上水道業
363	下水道業
G 情報通信業	
37	通信業
413	新聞業
414	出版業
H 運輸業，郵便業	
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
I 卸売業，小売業	
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
536	再生資源卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
605	燃料小売業
J 金融業，保険業	
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業，商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業(保険媒介代理業，保険サービス業を含む)
K 不動産業，物品賃貸業	
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
L 学術研究，専門・技術サービス業	
711	自然科学研究所
741	獣医業
745	計量証明業
746	写真業
M 宿泊業，飲食サービス業	
75	宿泊業

76 飲食店
N 生活関連サービス業、娯楽業
78 洗濯・理容・美容・浴場業
781 洗濯業
784 一般公衆浴場業
785 その他の公衆浴場業
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
79 その他の生活関連サービス業
799 他に分類されない生活関連サービス業 (7993 写真現像・焼付業)
80 娯楽業 (803 競輪・競馬等の競走場、競技団)
0 教育、学習支援業
816 高等教育機関
P 医療、福祉
831 病院
832 一般診療所
833 歯科診療所
85 社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業(他に分類されないもの)
88 廃棄物処理業
89 自動車整備業
90 機械等修理業(別掲を除く)

注：「799 他に分類されない生活関連サービス業」としては「7993 写真現像・焼付業」のみを、「80 娯楽業」としては「803 競輪・競馬等の競走場、競技団」のみを対象とした。

(2) 調査対象事業所

調査事業所の抽出にあたっては、総務省の「事業所母集団情報データ（平成 25 年次フレーム）」に登録されている事業所データをもとに産業別・従業者規模別の階層に区分した事業所抽出台帳を作成し、業種別・従業者規模別特性等を考慮して、市内総事業数 56,352 事業所から 6,910 事業所を抽出した。

抽出にあたっては、市域内の酪農・畜産業者と事業所数が 50 件以下の業種については全数を抽出した。事業所数が 50 件を越える業種については従業者規模別に抽出率を設定し、抽出数が 50 件に満たない場合は抽出率の再設定を繰り返した。

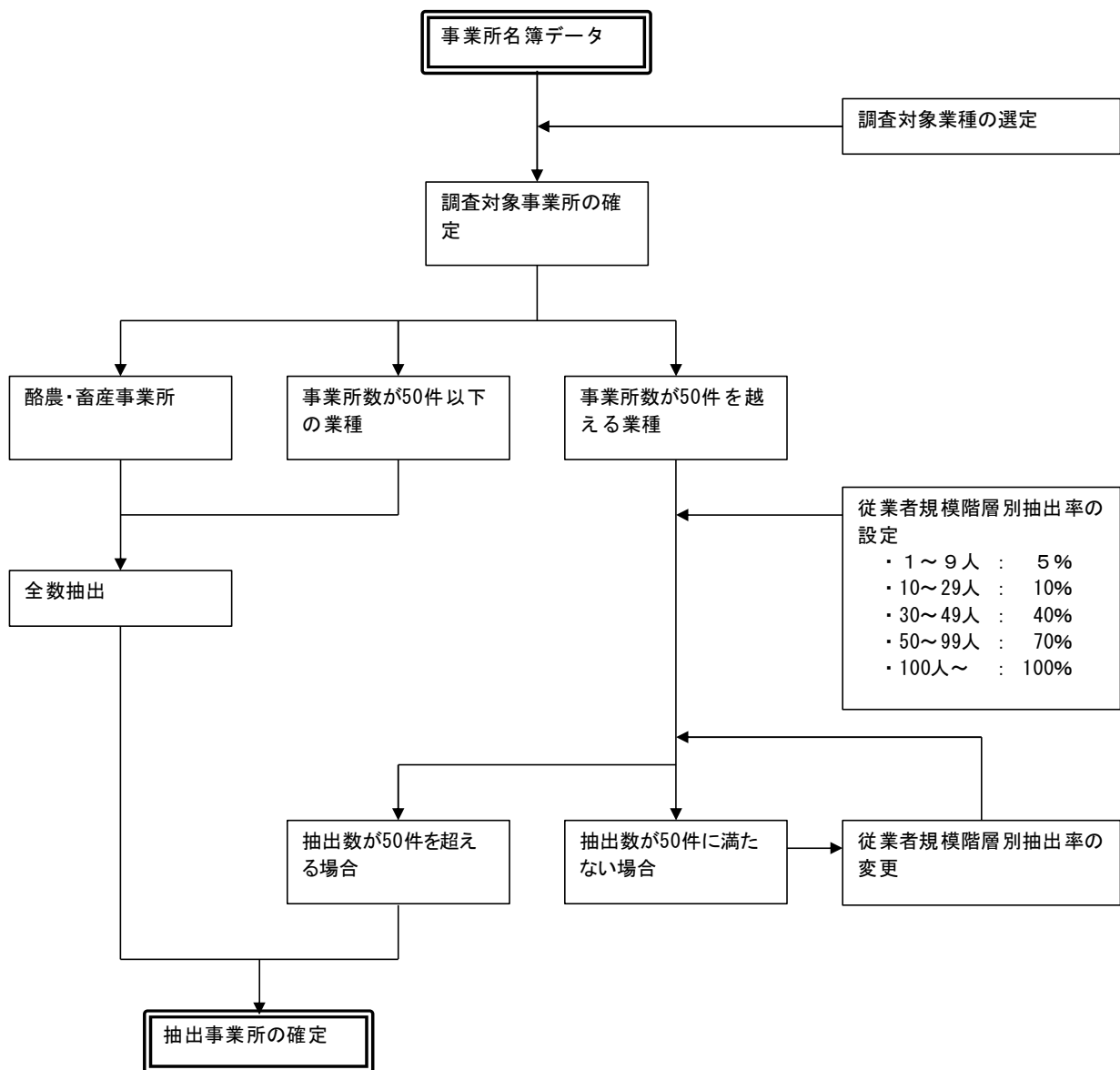


図 1.3-1 事業所抽出手順

(3) 調査方法

産業廃棄物の排出事業者に対する調査は、郵送によるアンケート調査並びに排出事業者の実績報告書など、既存資料に基づく資料調査を基本として、産業廃棄物の排出事業所及び排出業種の特性等を考慮して行った。

畜産農業と熱供給業については、全事業所に調査票の回答を求めた。一般電気事業者、ガス事業者、鉄道事業者（旅客、貨物）、抽出事業所数の多いバス事業者については、本社を訪問し市内事業所について一括した調査票の配布と回収を依頼した。

表 1.3-2 調査対象業種

業 種	調査方法			備 考
	全数調査	標本調査	資料調査	
A農業, 林業		○		
012畜産農業	○	○		全事業所に調査票の回答を求めた。
D建設業		○		
E製造業		○		
F電気・ガス・熱供給・水道業				
33電気業		○		一般電気事業者については、本社を訪問し市内事業所について一括した調査票の配布と回収を依頼した。
34ガス業		○		本社を訪問し市内事業所について一括した調査票の配布と回収を依頼した。
35熱供給業		○		全事業所に調査票の回答を求めた。
36水道業			○	札幌市の実績報告書のデータを用いた。
G情報通信業		○		
H運輸業, 郵便業				
42鉄道業		○		本社を訪問し市内事業所について一括した調査票の配布と回収を依頼した。
43道路旅客運送業		○		抽出事業所数の多いバス事業者については、本社を訪問し市内事業所について一括した調査票の配布と回収を依頼した。
44道路貨物運送業		○		
I卸売業, 小売業		○		
J金融業, 保険業		○		
K不動産業, 物品賃貸業		○		
L学術研究, 専門・技術サービス業		○		
M宿泊業, 飲食サービス業		○		
N生活関連サービス業, 娯楽業		○		
O教育, 学習支援業		○		
P医療, 福祉		○		
Q複合サービス事業		○		
Rサービス業		○		

(4) 推計方法

産業廃棄物の発生・排出量等の推計にあたっては、基本として原単位による拡大推計の方法を用いることとした。

排出事業者に関する調査で用いる活動量指標については、全ての業種においてサンプル個数が多く、統計項目に欠落のない従業者数を用いることとした。

アンケート調査によって得られた標本データのうち同業他社と比較して大きく異なるものについては特異標本として分別し、原単位の算出においては特異標本を除いて算出した。

原単位の算出は、標本の産業別（規模別）・廃棄物の種類別の集計廃棄物発生量等と、産業別の集計活動量指標値から、(a) 式により産業別・廃棄物の種類別にそれぞれ算出した。

$$\alpha = W / O \dots \dots \dots (a)$$

α : 廃棄物の原単位

W : 標本に基づく集計廃棄物発生量等

O : 標本に基づく集計活動量指標値

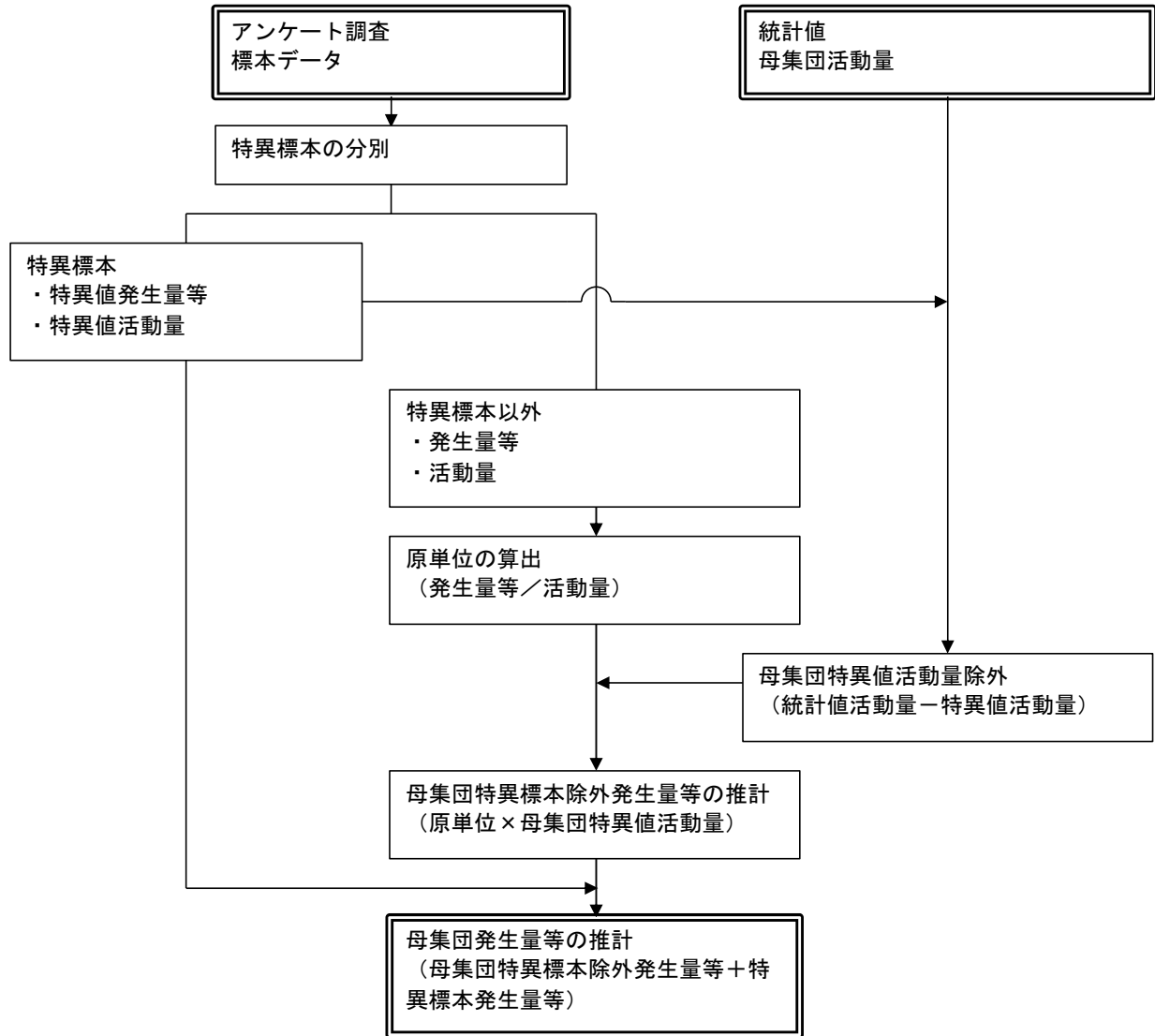


図 1.3-2 推計手順

母集団における発生量等の推計に当たっては、まず母集団から特異標本を除外したものを原単位により推計し、これに特異標本のデータを加算して求めた。

母集団から特異標本を除外した発生量等の推計は、式 (a) で求めた原単位と、産業別の調査対象全体 (母集団) から特異標本の活動量を除外した活動量を用い、(b) 式により産業別・廃棄物の種類別にそれぞれ推計した。

$$W' = \alpha \times O' \dots \dots \dots (b)$$

W' : 推計廃棄物発生量等

O' : 母集団から特異標本を除外した活動量指標

(5) 産業廃棄物の発生及び処理状況フロー

調査の集計結果は、図 1.3-3 に示す発生及び処理状況のフロー図の項目によって取りまとめを行った。なお、フロー図に記述した各項目の用語については、表 1.3-3 に示す。

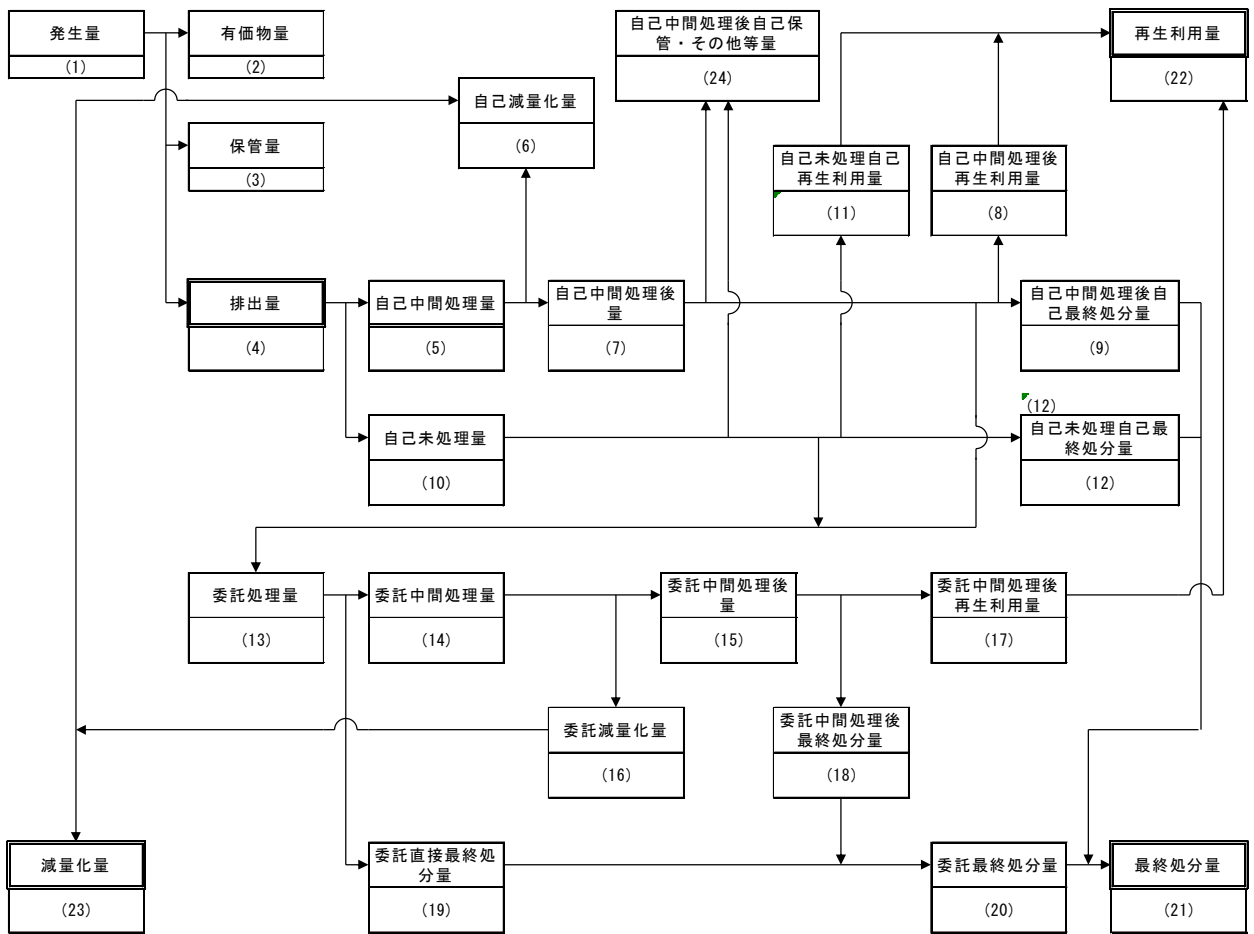


図 1.3-3 発生及び処理状況のフロー図

表 1.3-3 発生及び処理状況のフロー図の用語の定義

項 目		番号	定 義
発生量		(1)	事業所内等で生じた産業廃棄物量及び有価物
有価物量		(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
保管量		(3)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、自己で保管した量
排出量		(4)	(1)の発生量のうち、(2)の有価物量及び(3)保管量を除いた量
自 己 処 理	自己中間処理量	(5)	(4)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己減量化量	(6)	(5)の自己中間処理量から(7)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己中間処理後量	(7)	(5)の自己中間処理された後の廃棄物量
	自己中間処理後再生利用量	(8)	(7)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(9)	(7)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理量	(10)	(4)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己未処理自己再生利用量	(11)	(10)の自己未処理量のうち、自ら再生利用した量
	自己未処理自己最終処分量	(12)	(10)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委 託 処 理	委託処理量	(13)	(7)の自己中間処理後量及び(10)自己未処理量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(14)	(13)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託中間処理後量	(15)	(14)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(16)	(14)の委託中間処理から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(17)	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(18)	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託直接最終処分量	(19)	(13)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託最終処分量	(20)	委託業者等で最終処分された量
最終処分量		(21)	排出事業者、処理業者等で最終処分された量の合計
再生利用量		(22)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量の合計
減量化量		(23)	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量化された量の合計
自己中間処理後自己保管・その他等量		(24)	排出事業者が自ら保管した量、又は(7)の自己中間処理後量及び(10)自己未処理量のうち、(8)、(9)、(11)及び(12)の方法以外で処理・処分した量

1.3.2 産業廃棄物の処理業者（収集運搬・処分）に対するアンケート調査

（１）調査対象者

札幌市の許可を有する収集運搬業者及び処分業者並びに北海道（石狩振興局が許可手続きを行なう者及び小樽市に本社所在地を有する者）の許可を有する収集運搬業者及び処分業者（石狩管内及び小樽市に産業廃棄物処理施設を有する事業者のほか、札幌市内で排出された産業廃棄物を処分したことが判明している道内の事業者）について、札幌市と協議の上、アンケート調査を行なった。

（２）対象事業者数

調査対象者を整理し、収集運搬業者 1,832 件、処分業者 179 件を抽出した。

（３）調査方法

対象事業者に、郵送によるアンケート調査を行なった。

1.3.3 実績報告書等の整理

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）施工規則第 39 条及び第 40 条の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業者、処分業者及び廃棄物処理施設設置者より提出されている収集運搬、処分、処理に関する実績報告書、産業廃棄物管理交付等状況報告書及び電子マニフェスト登録等に関する報告書を集計整理した。

1.3.4 産業廃棄物排出事業者のヒアリング調査

産業廃棄物の排出事業者アンケートの回答者のうち、各業種において委託処理量の多い事業者を抽出し、産業廃棄物の発生状況及びその処理方法、札幌市内において不足していると感じる産業廃棄物処理施設、市外に処理施設を有する業者への委託理由、産業廃棄物の市域内処理の推進に対する意見について、ヒアリング調査を行い、13 件の事業者から調査への協力を得た。

1.4 標本調査の結果

1.4.1 産業廃棄物の排出事業者に関するアンケート調査結果

本調査の対象とした事業所数等は 56,496 事業所である。このうち 6,946 事業所に対してアンケート調査を実施した。本アンケート調査における回収結果は、表 1.4-1 に示すように、有効調査票数 2,379 票、回収調査票数 2,404 票であった。

表 1.4-1 業種別調査対象事業所数と回収結果

産業分類	調査対象 事業者数	抽出 事業者数	抽出率 (%)	回収 調査票数	調査票回収率 (%)	有効調査票数	有効調査票回 収率 (%)
合計	56,496	6,946	12.3	2,404	34.6	2,379	34.2
A 農業、林業							
01 農業	60	50	83.3	16	32.0	16	32.0
012 畜産農業	10	10	100.0	7	70.0	7	70.0
02 林業	28	26	92.9	20	76.9	19	73.1
D 建設業							
06 総合工事業	2596	340	13.1	149	43.8	143	42.1
07 職別工事業(設備工事業を除く)	2459	259	10.5	62	23.9	61	23.6
08 設備工事業	2047	212	10.4	85	40.1	84	39.6
E 製造業							
09 食料品製造業	438	208	47.5	61	29.3	60	28.8
10 飲料・たばこ・飼料製造業	49	47	95.9	11	23.4	11	23.4
11 繊維工業	142	50	35.2	11	22.0	11	22.0
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	44	44	100.0	11	25.0	11	25.0
13 家具・装備品製造業	203	50	24.6	14	28.0	14	28.0
14 ハルパ・紙・紙加工品製造業	40	40	100.0	13	32.5	13	32.5
15 印刷・同関連業	377	55	14.6	19	34.5	19	34.5
16 化学工業	64	51	79.7	19	37.3	19	37.3
17 石油製品・石炭製品製造業	13	13	100.0	7	53.8	7	53.8
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	87	50	57.5	18	36.0	18	36.0
19 ゴム製品製造業	17	17	100.0	5	29.4	5	29.4
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	11	11	100.0	8	72.7	8	72.7
21 窯業・土石製品製造業	78	54	69.2	27	50.0	27	50.0
22 鉄鋼業	51	50	98.0	12	24.0	12	24.0
23 非鉄金属製造業	13	13	100.0	4	30.8	4	30.8
24 金属製品製造業	340	137	40.3	35	25.5	35	25.5
25 はん用機械器具製造業	67	50	74.6	16	32.0	16	32.0
26 生産用機械器具製造業	111	50	45.0	11	22.0	11	22.0
27 業務用機械器具製造業	49	48	98.0	14	29.2	14	29.2
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	13	13	100.0	2	15.4	2	15.4
29 電気機械器具製造業	86	50	58.1	12	24.0	12	24.0
30 情報通信機械器具製造業	16	16	100.0	3	18.8	3	18.8
31 輸送用機械器具製造業	27	27	100.0	5	18.5	4	14.8
32 その他の製造業	294	50	17.0	16	32.0	16	32.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業							
33 電気業	40	40	100.0	25	62.5	24	60.0
34 ガス業	5	5	100.0	1	20.0	1	20.0
35 熱供給業	8	8	100.0	8	100.0	8	100.0
36 水道業							
G 情報通信業							
37 通信業	131	2	1.5	1	50.0	1	50.0
413 新聞業	30	30	100.0	13	43.3	13	43.3
414 出版業	81	50	61.7	20	40.0	20	40.0
H 運輸業、郵便業							
42 鉄道業	46	46	100.0	25	54.3	25	54.3
43 道路旅客運送業	494	135	27.3	41	30.4	41	30.4
44 道路貨物運送業	826	255	30.9	80	31.4	79	31.0
I 卸売業、小売業							
50 各種商品卸売業	26	26	100.0	7	26.9	7	26.9
51 繊維・衣服等卸売業	392	50	12.8	16	32.0	16	32.0
52 飲食品卸売業	1281	95	7.4	34	35.8	34	35.8
53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	1231	96	7.8	40	41.7	40	41.7
536 再生資源卸売業	129	50	38.8	17	34.0	17	34.0
54 機械器具卸売業	1924	364	18.9	153	42.0	153	42.0
55 その他の卸売業	1699	109	6.4	46	42.2	46	42.2
56 各種商品小売業	30	30	100.0	13	43.3	13	43.3
57 織物・衣服・身の回り品小売業	1905	93	4.9	26	28.0	25	26.9
58 飲食品小売業	3137	538	17.2	69	12.8	69	12.8
59 機械器具小売業	1491	166	11.1	43	25.9	43	25.9
60 その他の小売業	3639	129	3.5	51	39.5	51	39.5
605 燃料小売業	614	50	8.1	18	36.0	18	36.0

産業分類	調査対象 事業者数	抽出 事業者数	抽出率 (%)	回収 調査票数	調査票回収率 (%)	有効調査票数	有効調査票回 収率(%)
J 金融業、保険業							
62 銀行業	201	58	28.9	47	81.0	47	81.0
63 協同組織金融業	138	30	21.7	18	60.0	17	56.7
64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	134	20	14.9	9	45.0	9	45.0
65 金融商品取引業、商品先物取引業	55	13	23.6	5	38.5	5	38.5
66 補助的金融業等	42	16	38.1	9	56.3	9	56.3
67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	826	88	10.7	40	45.5	40	45.5
68 不動産取引業	993	103	10.4	27	26.2	27	26.2
69 不動産賃貸業・管理業	7480	453	6.1	165	36.4	164	36.2
70 物品賃貸業	521	158	30.3	54	34.2	46	29.1
L 学術研究、専門・技術サービス業							
71 学術・開発研究機関							
711 自然科学研究所	93	50	53.8	25	50.0	25	50.0
74 技術サービス業(他に分類されないもの)							
741 獣医学業	174	50	28.7	16	32.0	16	32.0
745 計量証明業	33	33	100.0	18	54.5	18	54.5
746 写真業	163	50	30.7	16	32.0	16	32.0
M 宿泊業、飲食サービス業							
75 宿泊業	393	104	26.5	28	26.9	28	26.9
76 飲食店	9500	163	1.7	22	13.5	22	13.5
N 生活関連サービス業、娯楽業							
78 洗濯・理容・美容・浴場業							
781 洗濯業	799	68	8.5	19	27.9	19	27.9
784 一般公衆浴場業	86	50	58.1	17	34.0	17	34.0
785 その他の公衆浴場業	0	36		6	16.7	6	16.7
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	304	50	16.4	6	12.0	6	12.0
79 その他の生活関連サービス業							
799 他に分類されない生活関連サービス業	68						
7993 写真現像・焼付業		50	73.5	13	26.0	13	26.0
80 娯楽業							
803 競輪・競馬等の競走場、競技団	3	2	66.7	1	50.0	1	50.0
O 教育、学習支援業							
81 学校教育							
816 高等教育機関	38	34	89.5	17	50.0	17	50.0
P 医療、福祉							
83 医療業							
831 病院	207	190	91.8	127	66.8	126	66.3
832 一般診療所	1070	103	9.6	59	57.3	59	57.3
833 歯科診療所	1171	111	9.5	38	34.2	38	34.2
85 社会保険・社会福祉・介護事業	2006	164	8.2	83	50.6	83	50.6
Q 複合サービス事業							
R サービス業(他に分類されないもの)							
89 自動車整備業	541	150	27.7	42	28.0	42	28.0
90 機械等修理業(別掲を除く)	468	91	19.4	37	40.7	37	40.7

1.4.2 産業廃棄物許可業者に関するアンケート調査結果

本アンケート調査における回収結果は、表 1.4-2 に示すように、処分業者では有効調査票数 95 票、回収調査票数 96 票、収集運搬業者では有効調査票数 848 票、回収調査票数 855 票であった。

表 1.4-2 対象業者数と回収結果

	調査対象 事業者数	抽出 事業者数	抽出率 (%)	回収 調査票数	調査票回収率 (%)	有効調査票数	有効調査票回 収率(%)
処分業者	179	179	100.0	96	53.6	95	53.1
市内業者	75	75	100.0	46	25.7	46	25.7
市外業者	104	104	100.0	50	27.9	49	27.4
収集運搬業者	1,832	1,832	100.0	855	46.7	848	46.3
市内業者	1,125	1,125	100.0	527	28.8	525	28.7
市外業者	707	707	100.0	328	17.9	323	17.6

第2章 産業廃棄物の排出事業者に関する調査結果

※ 調査結果の表や図において、「0」の表記は少数点以下四捨五入の結果ゼロとなる数値であり、「-」はゼロの数値を表す。

2.1 調査結果の概要

2.1.1 産業廃棄物の発生及び処理状況（特別管理産業廃棄物を含む）

平成 25 年度の 1 年間に市内で発生した産業廃棄物は、図 2.1.1-1 に示すように、2,984 千トンとなっており、2,893 千トンが産業廃棄物として排出されている。

排出された 2,893 千トンの産業廃棄物のうち、再生利用された量が 668 千トン（全排出量の 23.1%）、減量化された量が 2,091 千トン（同 72.3%）、処理の過程を経た最終処分量が 101 千トン（同 3.5%）、となっている。

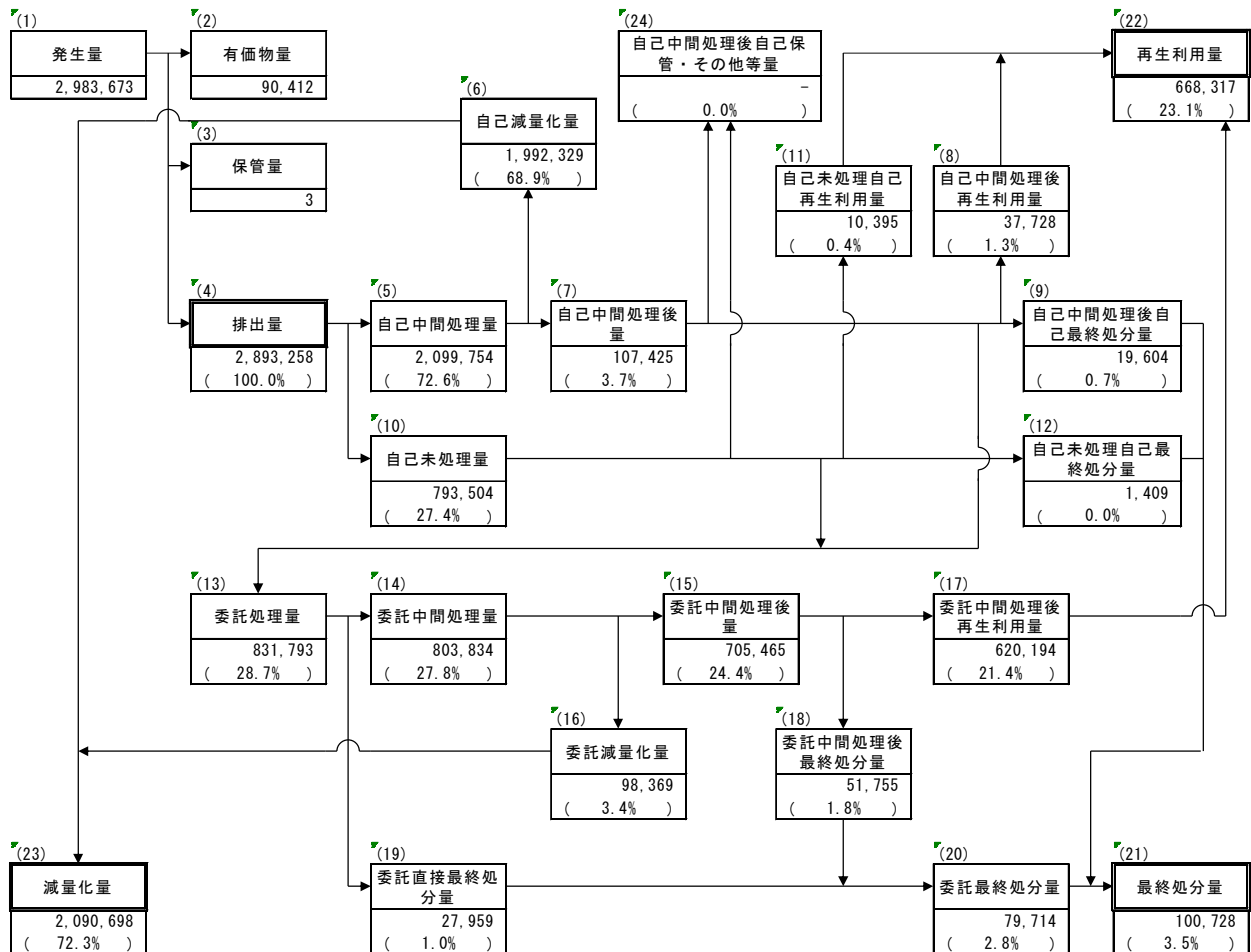


図 2.1.1-1 産業廃棄物の発生及び処理状況

2.1.2 産業分類別の発生及び処理状況

産業分類別の発生及び処理状況は、表 2.1.2-1 のようになった。

排出量（2,983 千トン）の内訳をみると、電気・ガス・熱供給・水道業が 2,028 千トン、建設業が 565 千トン、卸売業、小売業が 53 千トン、医療、福祉が 34 千トンの順となっている。

再生利用量（668 千トン）の内訳をみると、建設業が 457 千トン、製造業が 146 千トン、電気・ガス・熱供給・水道業が 22 千トン、卸売業、小売業が 15 千トン、医療、福祉が 9 千トンの順となっている。

減量化量（2,091 千トン）の内訳をみると、電気・ガス・熱供給・水道業が 1,987 千トン、建設業が 25 千トン、医療、福祉が 24 千トン、卸売業、小売業が 23 千トン、製造業が 16 千トンの順となっている。

最終処分量（101 千トン）の内訳をみると、建設業が 60 千トン、電気・ガス・熱供給・水道業が 19 千トン、卸売業、小売業が 11 千トンの順となっている。

表 2.1.2-1 産業分類別発生及び処理量

区分 業種	1	4	22	23	21	排出量率 (%)	再生量率 (%)	減量化量率 (%)	最終処分量 率 (%)
	発生量 (千トン)	排出量 (千トン)	再生利用量 (千トン)	減量化量 (千トン)	最終処分量 (千トン)				
合計	2,984	2,893	668	2,091	101	100.0	23.1	72.3	3.5
農業、林業	4	4	1	1	2	100.0	13.2	38.5	48.3
建設業	618	565	457	25	60	100.0	81.0	4.4	10.7
製造業	201	168	146	16	3	100.0	87.1	9.4	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2,028	2,028	22	1,987	19	100.0	1.1	98.0	0.9
情報通信業	0	0	0	0	0	100.0	72.3	23.6	2.1
運輸業、郵便業	19	18	6	9	1	100.0	32.5	46.7	3.9
卸売業、小売業	56	53	15	23	11	100.0	29.3	44.3	20.0
金融業、保険業	2	2	1	0	0	100.0	52.0	28.3	10.6
不動産業、物品賃貸業	3	3	1	1	1	100.0	32.5	27.1	25.6
宿泊業、飲食サービス業	7	7	3	2	1	100.0	43.3	32.3	17.9
医療、福祉	34	34	9	24	2	100.0	25.2	68.5	5.1
教育、学習支援業	2	2	1	1	0	100.0	40.3	40.3	8.6
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	0	0	0	100.0	54.4	36.1	4.7
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	0	0	0	100.0	47.0	28.9	22.0
サービス業	8	8	5	1	0	100.0	69.8	15.8	4.4

2.1.3 産業廃棄物種類別の発生及び処理状況

種類別の発生及び処理量は表 2.1.3-1 のようになった。

発生量（2,984 千トン）の内訳を種類別にみると、汚泥が 2,070 千トン、がれき類が 397 千トン、金属くずが 129 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 81 千トン、廃プラスチック類が 75 千トンの順となっている。

排出量（2,893 千トン）の内訳を種類別にみると、汚泥が 2,070 千トン、がれき類が 397 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 81 千トン、廃プラスチック類が 74 千トン、金属くずが 69 千トンの順となっている。

再生利用量（668 千トン）の内訳を種類別にみると、がれき類が 368 千トン、汚泥が 68 千トン、金属くずが 60 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 59 千トン、木くずが 47 千トンの順となっている。

減量化量（2,091 千トン）の内訳を種類別にみると、汚泥が 1,975 千トン、廃プラスチック類が 46 千トン、がれき類と感染性廃棄物がそれぞれ 14 千トンの順となっている。

最終処分量（101 千トン）の内訳を種類別にみると、廃石膏ボードが 22 千トン、汚泥が 20 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 19 千トンの順となっている。

表 2.1.3-1 産業廃棄物種類別発生及び処理量

区分	1	4	22	23	21	排出量率	再生量率	減量化量率	最終処分量率
	発生量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量				
産廃	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	2,984	2,893	668	2,091	101	100.0	23.1	72.3	3.5
燃え殻	4	4	1	-	3	100.0	28.0	-	72.0
汚泥	2,070	2,070	68	1,975	20	100.0	3.3	95.4	1.0
下水汚泥	1,825	1,825	21	1,804	-	100.0	1.2	98.8	-
建設汚泥	37	37	41	-12	3	100.0	111.0	-32.7	7.6
上水汚泥	200	200	-	183	17	100.0	-	91.7	8.3
その他	9	9	6	0	1	100.0	71.4	3.8	9.1
廃油	15	14	5	6	0	100.0	39.3	41.4	2.8
廃酸	2	2	0	2	0	100.0	4.6	91.0	3.8
廃アルカリ	1	1	0	1	0	100.0	4.6	89.4	1.8
廃プラスチック類	75	74	14	46	6	100.0	19.1	62.5	7.8
紙くず	37	10	4	3	1	100.0	42.7	25.3	9.9
木くず	61	60	47	9	0	100.0	78.4	15.7	0.2
繊維くず	2	2	0	2	0	100.0	1.2	90.7	6.8
動植物性残さ	6	6	6	0	0	100.0	99.2	0.1	0.6
ゴムくず	0	0	0	0	0	100.0	24.2	74.4	1.3
金属くず	129	69	60	4	1	100.0	86.5	6.4	1.4
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	81	81	59	3	19	100.0	72.8	3.6	23.0
鉱さい	27	27	24	-	3	100.0	89.2	-	10.8
がれき類	397	397	368	14	10	100.0	92.7	3.5	2.5
混合廃棄物	24	24	4	7	13	100.0	15.6	29.6	53.3
シュレッターダスト	0	0	0	0	-	100.0	0.6	99.4	-
廃石膏ボード	26	26	0	3	22	100.0	0.2	11.5	86.3
動物のふん尿	3	3	0	0	2	100.0	11.1	19.2	69.7
動物の死体	0	0	0	0	0	100.0	42.2	43.1	13.8
ばいじん	4	4	4	-	0	100.0	100.0	-	0.0
感染性廃棄物	16	16	1	14	1	100.0	6.1	89.5	4.5
廃電気機械器具	1	1	1	0	0	100.0	76.8	3.3	2.4
廃電池類	0	0	0	0	0	100.0	56.7	10.0	13.5
廃自動車	1	1	1	0	-	100.0	85.0	15.0	-
その他特定有害産業廃棄物	0	0	0	0	0	100.0	0.3	4.7	95.0

2.2 産業廃棄物の処理・処分状況

2.2.1 自己処理状況

自己処理の状況についてみると、表 2.2.1-1 に示すように、自己中間処理は全排出量の 72.6%にあたる 2,100 千トンとなっている。

これらの内訳をみると、汚泥が 2,035 千トンと自己中間処理量の大半を占めており、次いで、がれき類が 29 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 27 千トンの順となっている。

表 2.2.1-1 廃棄物種類別自己中間処理状況

区分	4	5	
	排出量 (千トン)	自己中間処理量 (千トン)	自己中間処理率 (%)
産廃			
合計	2,893	2,100	72.6
燃え殻	4	3	60.8
汚泥	2,070	2,035	98.3
下水汚泥	1,825	1,825	100.0
建設汚泥	37	9	24.4
上水汚泥	200	200	100.0
その他	9	1	12.3
廃油	14	0	0.3
廃酸	2	0	0.2
廃アルカリ	1	0	-
廃プラスチック類	74	2	2.9
紙くず	10	0	2.1
木くず	60	1	1.5
繊維くず	2	0	0.1
動植物性残さ	6	0	-
ゴムくず	0	0	17.9
金属くず	69	0	0.3
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	81	27	33.0
鉱さい	27	0	-
がれき類	397	29	7.3
混合廃棄物	24	0	0.7
シュレッターダスト	0	0	-
廃石膏ボード	26	0	1.8
動物のふん尿	3	2	92.4
動物の死体	0	0	-
ばいじん	4	0	-
感染性廃棄物	16	0	1.3
廃電気機械器具	1	0	-
廃電池類	0	0	-
廃自動車	1	0	-
その他特定有害産業廃棄物	0	0	-

2.2.2 委託処理状況

委託処理の状況についてみると、表 2.2.2-1 に示すように、委託処理された産業廃棄物は 832 千トンとなっており、委託中間処理量は市内で 381 千トン、市外で 423 千トン、委託直接最終処分量は市内で 20 千トン、市外で 8 千トンとなった。

委託処理量は、がれき類が 385 千トン、廃プラスチック類が 74 千トン、金属くず 69 千トン、木くずが 60 千トン、汚泥が 59 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 54 千トンの順となっている。

表 2.2.2-1 産業廃棄物種類別委託処理状況

区分 産廃	13	14		19		委託中間処理率		委託直接最終処分率			
	委託処理量 (千トン)	委託中間処理量 (千トン)	委託直接最終処分量 (千トン)		委託中間処理率 (%)		委託直接最終処分率 (%)				
			市内処理	市外処理	市内処理	市外処理	市内処理	市外処理			
合計	832	804	381	423	28	20	8	47	53	70	30
燃え殻	4	2	0	1	3	1	2	12	88	42	58
汚泥	59	59	34	24	0	0	0	59	41	29	71
下水汚泥	19	19	19	-	-	-	-	100	-	-	-
建設汚泥	32	32	13	19	-	-	-	40	60	-	-
上水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	8	8	3	5	0	0	0	38	62	29	71
廃油	12	12	6	6	0	0	-	52	48	100	-
廃酸	2	2	0	2	-	-	-	6	94	-	-
廃アルカリ	1	1	0	1	-	-	-	1	99	-	-
廃プラスチック類	74	74	18	55	0	0	0	25	75	2	98
紙くず	9	9	9	0	-	-	-	97	3	-	-
木くず	60	60	11	49	0	0	0	18	82	10	90
繊維くず	2	2	2	0	0	-	0	86	14	-	100
動植物性残さ	3	3	0	3	0	0	0	1	99	1	99
ゴムくず	0	0	0	0	-	-	-	93	7	-	-
金属くず	69	69	20	49	0	0	-	29	71	100	-
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	54	52	23	29	2	1	1	44	56	54	46
鋳さい	27	25	-	25	2	-	2	-	100	-	100
がれき類	385	385	236	149	0	0	0	61	39	31	69
混合廃棄物	23	20	14	6	2	0	2	68	32	4	96
シュレッターダスト	0	0	0	0	-	-	-	83	17	-	-
廃石膏ボード	25	8	6	2	18	17	1	79	21	96	4
動物のふん尿	0	0	0	-	-	-	-	100	-	-	-
動物の死体	0	0	-	0	-	-	-	-	100	-	-
ばいじん	4	4	-	4	0	-	0	-	100	-	100
感染性廃棄物	16	16	0	16	0	0	0	0	100	0	100
廃電気機械器具	1	1	0	1	0	0	-	8	92	100	-
廃電池類	0	0	0	0	-	-	-	33	67	-	-
廃自動車	1	1	-	1	-	-	-	-	100	-	-
その他特定有害産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	42	58	0	100

委託中間処理後の状況についてみると、表 2.2.2-2 に示すように、委託中間処理後量は 705 千トンとなっており、この内 668 千トンが再生利用され、また、委託中間処理後最終処分量 52 千トンの内、7 千トンが市内で委託中間処理後最終処分されている。

委託中間処理後再生利用量の内訳についてみると、がれき類が 368 千トン、汚泥が 68 千トン、金属くず 60 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 59 千トンの順となっている。

委託中間処理後最終処分量の内訳についてみると、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 16 千トン、がれき類が 10 千トン、混合廃棄物が 9 千トンの順となっている。

表 2.2.2-2 産業廃棄物種類別委託中間処理後の状況

産廃	区分	15		22		18			市内委託中間処理後最終処分量 (%)	
		委託中間処理後量		再生利用量	再生量率	委託中間処理後最終処分量				
		(千トン)	市内処理	市外処理	(千トン)	(%)	(千トン)	市内処理		市外処理
合計		705	349	356	668	23	52	7	44	14
燃え殻		2	0	1	1	28	0	0	0	12
汚泥		73	40	33	68	3	2	0	2	13
	下水汚泥	19	19	-	21	1	-	-	-	-
	建設汚泥	47	19	28	41	111	2	0	1	10
	上水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	8	3	5	6	71	1	0	1	21
廃油		7	4	3	5	39	0	-	0	-
廃酸		0	0	0	0	5	0	0	0	6
廃アルカリ		0	0	0	0	5	0	0	0	1
廃プラスチック類		28	7	21	14	19	6	0	6	1
紙くず		7	7	0	4	43	1	0	1	8
木くず		50	9	41	47	78	0	0	0	8
繊維くず		0	0	0	0	1	0	-	0	-
動植物性残さ		3	0	3	6	99	0	0	0	1
ゴムくず		0	0	0	0	24	0	0	0	93
金属くず		64	19	46	60	87	1	0	1	8
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		50	22	27	59	73	16	2	15	11
鋳さい		25	-	25	24	89	1	-	1	-
がれき類		371	228	143	368	93	10	1	8	16
混合廃棄物		13	9	4	4	16	9	0	9	1
シュレッターダスト		0	0	0	0	1	-	-	-	-
廃石膏ボード		5	4	1	0	0	4	3	1	79
動物のふん尿		0	0	-	0	11	-	-	-	-
動物の死体		0	-	0	0	42	0	-	0	-
ばいじん		4	-	4	4	100	-	-	-	-
感染性廃棄物		2	0	2	1	6	1	-	1	-
廃電気機械器具		1	0	1	1	77	0	0	0	5
廃電池類		0	0	0	0	57	0	0	0	6
廃自動車		1	-	1	1	85	-	-	-	-
その他特定有害産業廃棄物		0	0	0	0	0	0	0	0	42

2.2.3 最終処分状況

最終処分量 101 千トンの内訳を廃棄物種類別にみると、表 2.2.3-1 に示すように、市内では、汚泥が 17 千トン、 ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 3 千トン、 がれき類が 1 千トン、 廃石膏ボードが 20 千トンとなっている。

表 2.2.3-1 産業廃棄物種類別最終処分量

産廃 区分	21 最終処分量		最終処分率		
	(千トン)			(%)	
		市内処理	市外処理	市内処理	市外処理
合計	101	45	56	44.9	55.1
燃え殻	3	1	2	34.2	65.8
汚泥	20	17	3	83.7	16.3
下水汚泥	0	0	0	-	-
建設汚泥	3	0	3	4.5	95.5
上水汚泥	17	17	0	100.0	-
その他	1	0	1	19.5	80.5
廃油	0	0	0	-	100.0
廃酸	0	0	0	6.5	93.5
廃アルカリ	0	0	0	0.6	99.4
廃プラスチック類	6	0	6	1.1	98.9
紙くず	1	0	1	7.7	92.3
木くず	0	0	0	8.1	91.9
繊維くず	0	0	0	-	100.0
動植物性残さ	0	0	0	0.6	99.4
ゴムくず	0	0	0	93.4	6.6
金属くず	1	0	1	8.2	91.8
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	19	3	16	16.1	83.9
鉱さい	3	0	3	-	100.0
がれき類	10	1	8	15.3	84.7
混合廃棄物	13	0	13	1.9	98.1
シュレッターダスト	0	0	0	-	-
廃石膏ボード	22	20	2	93.0	7.0
動物のふん尿	2	2	0	100.0	-
動物の死体	0	0	0	-	100.0
ばいじん	0	0	0	-	100.0
感染性廃棄物	1	0	1	-	100.0
廃電気機械器具	0	0	0	6.2	93.8
廃電池類	0	0	0	5.8	94.2
廃自動車	0	0	0	-	-
その他特定有害産業廃棄物	0	0	0	1.5	98.5

2.2.4 再生利用状況

再生利用量 668 千トンの内訳を廃棄物種類別にみると、表 2.2.4-1 に示すように、汚泥が 68 千トン、廃プラスチック類が 14 千トン、木くずが 47 千トン、金属くず 60 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 59 千トン、がれき類が 368 千トンとなっている。

表 2.2.4-1 産業廃棄物種類別再生利用量

区分	22	
	再生利用量 (千トン)	再生量率 (%)
産廃		
合計	668	23.1
燃え殻	1	28.0
汚泥	68	3.3
下水汚泥	21	1.2
建設汚泥	41	111.0
上水汚泥	0	0.0
その他	6	71.4
廃油	5	39.3
廃酸	0	4.6
廃アルカリ	0	4.6
廃プラスチック類	14	19.1
紙くず	4	42.7
木くず	47	78.4
繊維くず	0	1.2
動植物性残さ	6	99.2
ゴムくず	0	24.2
金属くず	60	86.5
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	59	72.8
鉱さい	24	89.2
がれき類	368	92.7
混合廃棄物	4	15.6
シュレッターダスト	0	0.6
廃石膏ボード	0	0.2
動物のふん尿	0	11.1
動物の死体	0	42.2
ばいじん	4	100.0
感染性廃棄物	1	6.1
廃電気機械器具	1	76.8
廃電池類	0	56.7
廃自動車	1	85.0
その他特定有害産業廃棄物	0	0.3

2.3 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況

2.3.1 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況の概要

特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.3-1 に示すように、発生量 21 千トン、排出量が 21 千トンとなっている。

排出された産業廃棄物のうち、再生利用された量が 5 千トン（全排出量の 25.6%）、減量化された量が 15 千トン（同 70.2%）、処理の過程を経た最終処分量が 1 千トン（同 4.2%）、となっている。

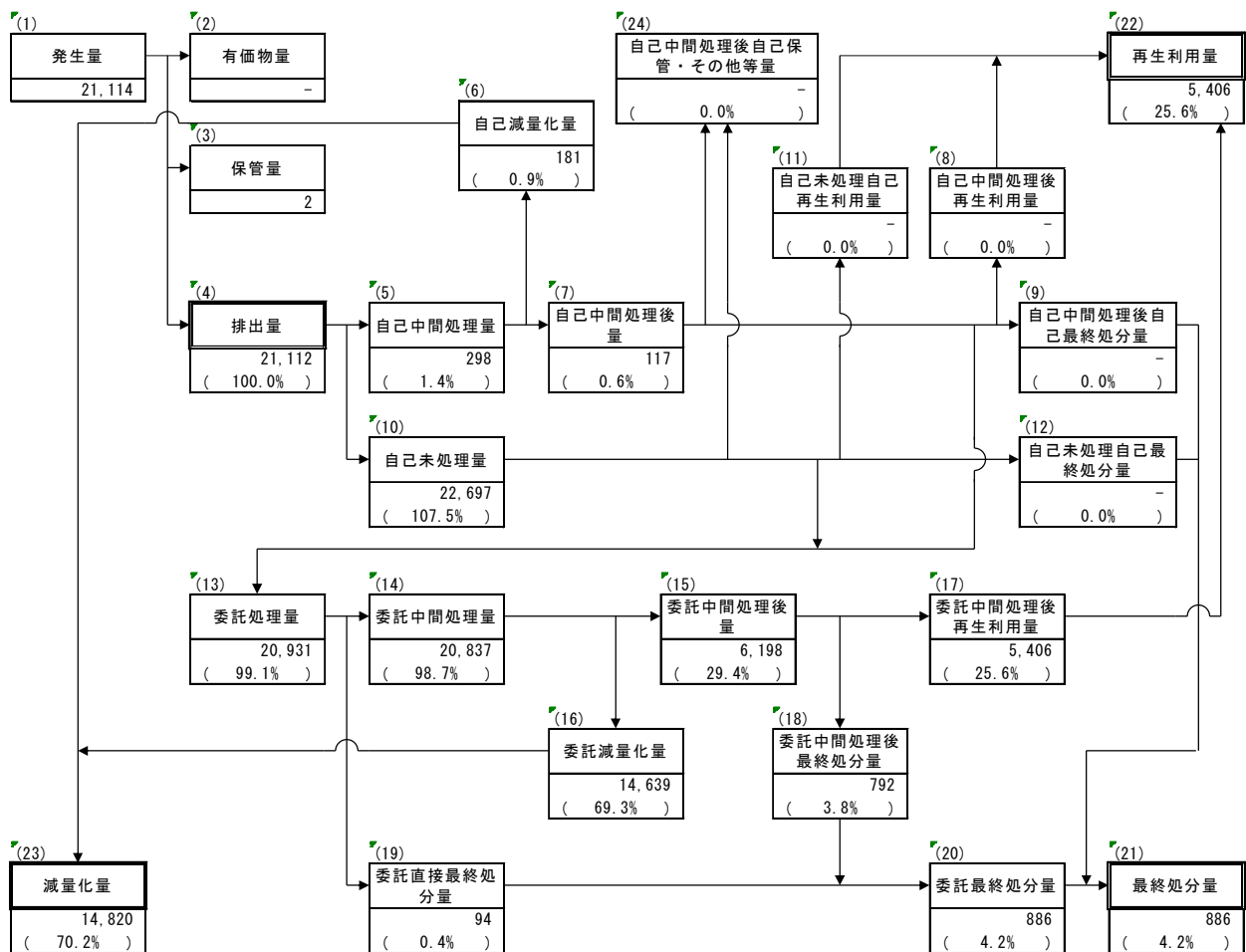


図 2.3-1 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況

2.3.2 特別管理産業廃棄物種類別の発生及び処理状況

特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況は表 2.3-1 に示すとおりである。

表 2.3-1 特別管理産業廃棄物の種類別発生及び処理量

区分	1	4	22	23	21				
	発生量 (千トン)	排出量 (千トン)	再生利用量 (千トン)	減量化量 (千トン)	最終処分量 (千トン)	排出量率 (%)	再生量率 (%)	減量化率 (%)	最終処分量 率 (%)
産廃									
合計	21	21	5	15	1	100.0	25.6	70.2	4.2
汚泥	0	0	0	0	0	100.0	0.6	87.4	12.0
廃油	0	0	0	0	0	100.0	6.9	89.8	3.3
廃酸	0	0	0	0	0	100.0	5.2	94.8	0.0
石綿	0	0	-	-	0	100.0	-	-	100.0
ばいじん	4	4	4	-	-	100.0	100.0	-	-
感染性廃棄物	16	16	1	14	1	100.0	6.1	89.5	4.5
その他特定有害産業廃棄物	0	0	0	0	0	100.0	0.3	4.7	95.0

2.4 業種別の処理状況

2.4.1 農業

(1) 発生及び処理量

農業における産業廃棄物の発生状況は表 2.4.1-1 に示すように、発生量 28 千トンとなっている。廃棄物種類別としては、混合廃棄物が 24 千トンで、ほとんどを占めている。

表 2.4.1-1 農業における産業廃棄物の種類別発生及び処理量

区分	1	4	22	23	21	排出量率	再生量率	減量化率	最終処分量率
	発生量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量				
産廃	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	28	28	4	9	15	100.0	15.3	30.8	52.7
燃え殻	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
汚泥	0	0	0	-	-	100.0	100.0	-	-
下水汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
建設汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
上水汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他	0	0	0	-	-	100.0	100.0	-	-
廃油	0	0	0	0	0	100.0	48.3	30.3	2.3
廃酸	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃プラスチック類	0	0	0	0	0	100.0	9.1	56.5	15.4
紙くず	0	0	0	-	-	100.0	92.0	-	-
木くず	1	1	0	1	0	100.0	2.0	92.7	5.2
繊維くず	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
動植物性残さ	0	0	0	-	-	100.0	100.0	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
金属くず	0	0	0	-	0	100.0	75.5	-	24.5
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
鉱さい	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
がれき類	0	0	0	-	-	100.0	100.0	-	-
混合廃棄物	24	24	4	7	13	100.0	15.6	29.6	53.3
シュレッターダスト	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃石膏ボード	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
動物のふん尿	2	2	0	0	2	100.0	3.8	20.8	75.5
動物の死体	0	0	0	0	0	100.0	42.2	43.1	13.8
ばいじん	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
感染性廃棄物	0	0	-	0	0	100.0	-	94.7	5.3
廃電気機械器具	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃電池類	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃自動車	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他特定有害産業廃棄物	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-

(2) 発生及び処理状況

農業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.4.1-1 に示すとおり、排出量が 28 千トンとなった。

排出された産業廃棄物のうち、再生利用された量が 4 千トン（全排出量の 15.3%）、減量化された量が 9 千トン（同 30.8%）、処理の過程を経た最終処分量が 15 千トン（同 52.7%）、となっている。

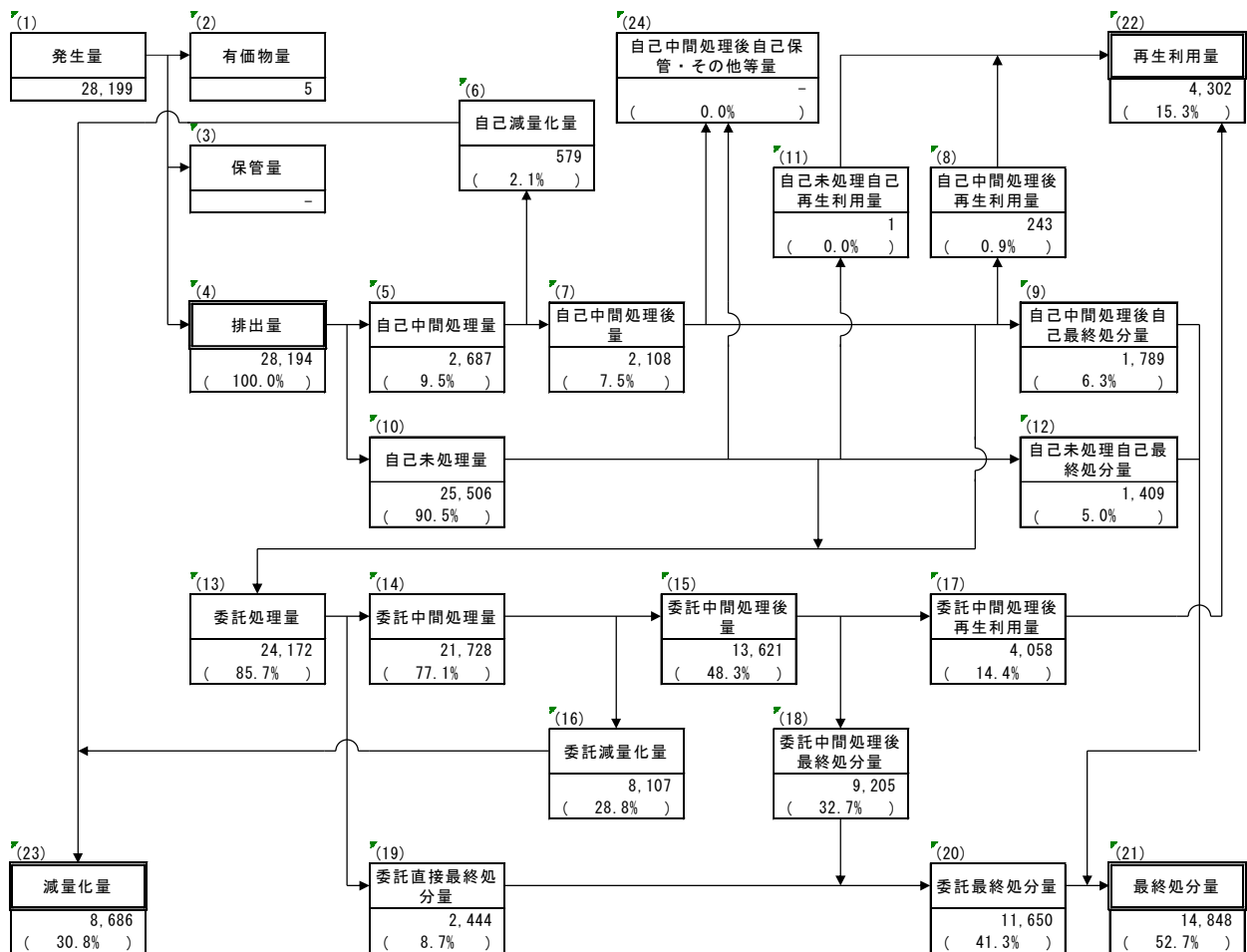


図 2.4.1-1 農業における発生及び処理状況

2.4.2 建設業

(1) 発生及び処理量

建設業からの産業廃棄物は表 2.4.2-1 に示すとおりであり、発生量は 634 千トンとなっている。

廃棄物種類別としては、がれき類が 352 千トン、金属くず 71 千トン、ガラス・陶器・コンクリートくずが 53 千トン、木くずが 49 千トン、汚泥が 32 千トン、廃石膏ボードが 25 千トン、混合廃棄物が 24 千トンの順となっている。

表 2.4.2-1 建設業における産業廃棄物の種類別発生及び処理量

区分	1	4	22	23	21	排出量率	再生量率	減量化率	最終処分量率
	発生量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量				
産廃	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	634	580	459	30	69	100.0	79.2	5.2	11.8
燃え殻	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
汚泥	32	32	37	-13	3	100.0	115.5	-40.2	8.6
下水汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
建設汚泥	32	32	37	-13	3	100.0	115.7	-40.3	8.6
上水汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他	0	0	0	0	0	100.0	8.0	30.7	9.9
廃油	1	1	0	1	0	100.0	2.1	92.0	4.9
廃酸	0	0	0	0	-	100.0	5.3	94.7	-
廃アルカリ	0	0	0	0	0	100.0	0.4	91.4	5.3
廃プラスチック類	19	19	4	10	3	100.0	19.2	53.8	14.1
紙くず	4	4	2	1	0	100.0	37.7	19.9	7.6
木くず	49	49	42	4	0	100.0	85.9	7.3	0.1
繊維くず	2	2	0	2	0	100.0	1.2	90.7	6.8
動植物性残さ	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
金属くず	71	17	13	0	0	100.0	76.6	2.9	1.6
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	53	53	34	2	16	100.0	64.9	3.7	30.9
鉱さい	1	1	0	-	1	100.0	0.9	-	99.1
がれき類	352	352	324	13	10	100.0	92.1	3.6	2.8
混合廃棄物	24	24	4	7	13	100.0	15.6	29.6	53.3
シュレッターダスト	0	0	0	0	-	100.0	0.6	99.4	-
廃石膏ボード	25	25	0	3	22	100.0	0.2	11.4	86.3
動物のふん尿	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
動物の死体	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
ばいじん	0	0	-	-	0	100.0	-	-	100.0
感染性廃棄物	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃電気機械器具	0	0	0	0	0	100.0	45.5	9.4	36.7
廃電池類	0	0	0	0	0	100.0	14.0	12.5	64.6
廃自動車	0	0	0	0	-	100.0	77.6	22.4	-
その他特定有害産業廃棄物	0	0	-	-	0	100.0	-	-	100.0

(2) 発生及び処理状況

建設業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.4.2-1 に示すとおり、排出量が 580 千トンとなった。

排出された産業廃棄物のうち、再生利用された量が 459 千トン（全排出量の 79.2%）、減量化された量が 30 千トン（同 5.2%）、処理の過程を経た最終処分量が 69 千トン（同 11.8%）、となっている。

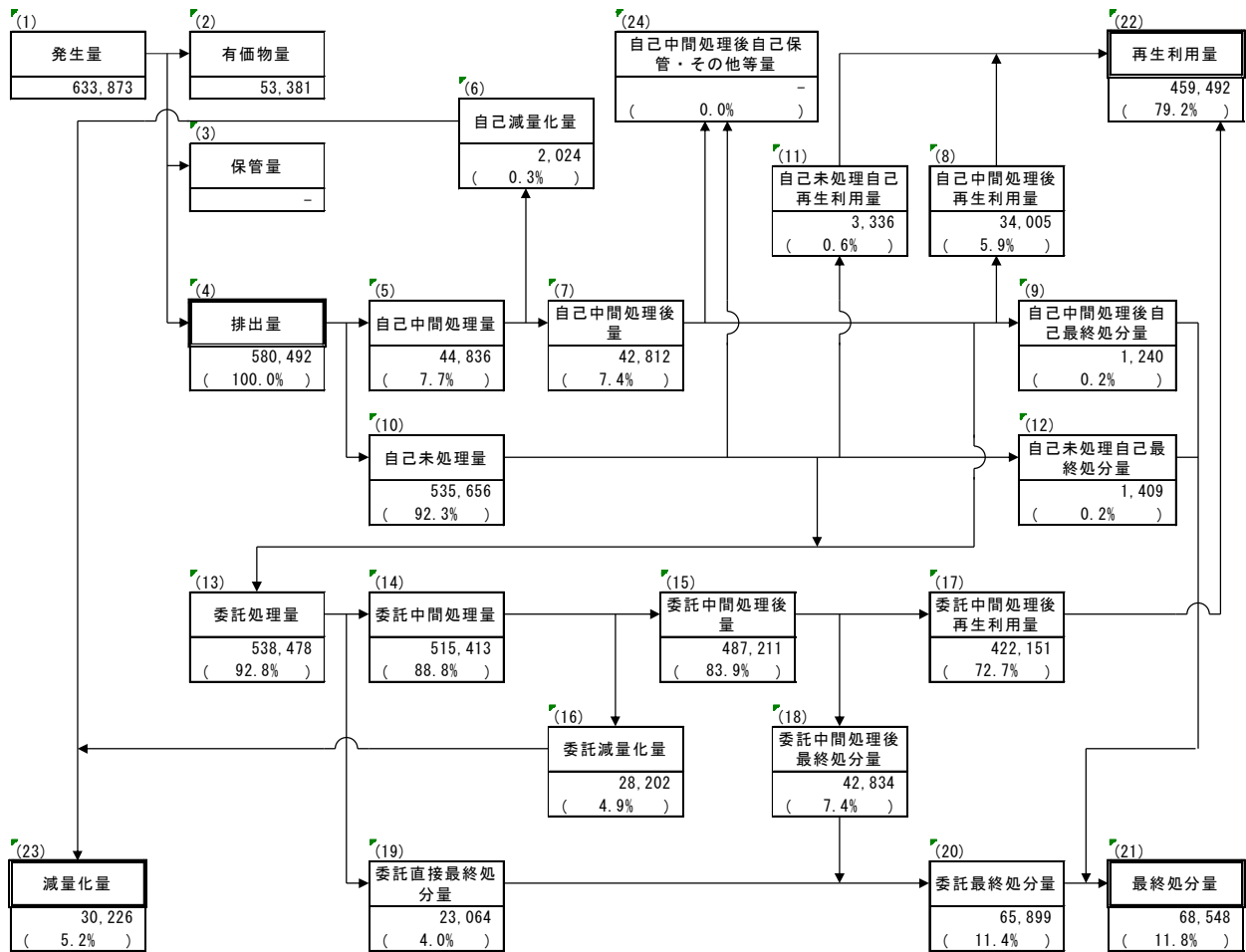


図 2.4.2-1 建設業における発生及び処理状況

2.4.3 製造業

(1) 発生及び処理量

製造業からの産業廃棄物は表 2.4.3-1 に示すとおりであり、発生量は 225 千トンとなっている。

廃棄物種類別としては、がれき類が 43 千トン、金属くず 40 千トン、紙くずが 28 千トン、鉱さいが 26 千トン、混合廃棄物が 24 千トン、ガラス・陶器・コンクリートくずが 22 千トンの順となっている。

表 2.4.3-1 製造業における産業廃棄物の種類別発生及び処理量

区分	1	4	22	23	21	排出量率	再生量率	減量化率	最終処分量率
	発生量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量				
産廃	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	225	192	150	23	16	100.0	78.1	11.9	8.5
燃え殻	1	1	0	-	0	100.0	48.2	-	51.8
汚泥	10	10	8	1	0	100.0	81.2	11.2	3.3
下水汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
建設汚泥	4	4	3	1	-	100.0	75.8	24.2	-
上水汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他	5	5	5	0	0	100.0	85.6	0.6	5.9
廃油	1	1	0	1	0	100.0	13.1	80.9	3.4
廃酸	2	2	0	2	0	100.0	4.9	90.9	3.9
廃アルカリ	0	0	0	0	0	100.0	4.1	93.3	1.2
廃プラスチック類	15	14	3	8	0	100.0	21.9	61.1	2.9
紙くず	28	2	1	1	0	100.0	46.4	51.6	1.7
木くず	3	3	2	1	0	100.0	58.4	39.6	0.8
繊維くず	0	0	-	0	0	100.0	-	94.7	5.3
動植物性残さ	5	5	5	0	0	100.0	99.1	0.2	0.7
ゴムくず	0	0	0	0	0	100.0	2.2	92.5	5.2
金属くず	40	35	35	0	0	100.0	99.3	0.2	0.4
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	22	22	21	1	0	100.0	95.3	2.9	1.7
鉱さい	26	26	24	-	2	100.0	93.8	-	6.2
がれき類	43	43	43	0	0	100.0	99.6	0.2	0.0
混合廃棄物	24	24	4	7	13	100.0	15.6	29.6	53.3
シュレッターダスト	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃石膏ボード	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
動物のふん尿	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
動物の死体	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
ばいじん	4	4	4	-	-	100.0	100.0	-	-
感染性廃棄物	0	0	0	0	0	100.0	99.8	0.2	0.0
廃電気機械器具	0	0	0	0	0	100.0	65.6	1.1	1.9
廃電池類	0	0	0	0	0	100.0	2.7	7.0	4.1
廃自動車	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他特定有害産業廃棄物	0	0	0	0	0	100.0	1.1	19.8	79.1

(2) 発生及び処理状況

製造業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.4.3-1 に示すとおり、排出量が 192 千トンとなった。

排出された産業廃棄物のうち、再生利用された量が 150 千トン（全排出量の 78.1%）、減量化された量が 23 千トン（同 11.9%）、処理の過程を経た最終処分量が 16 千トン（同 8.5%）、となっている。

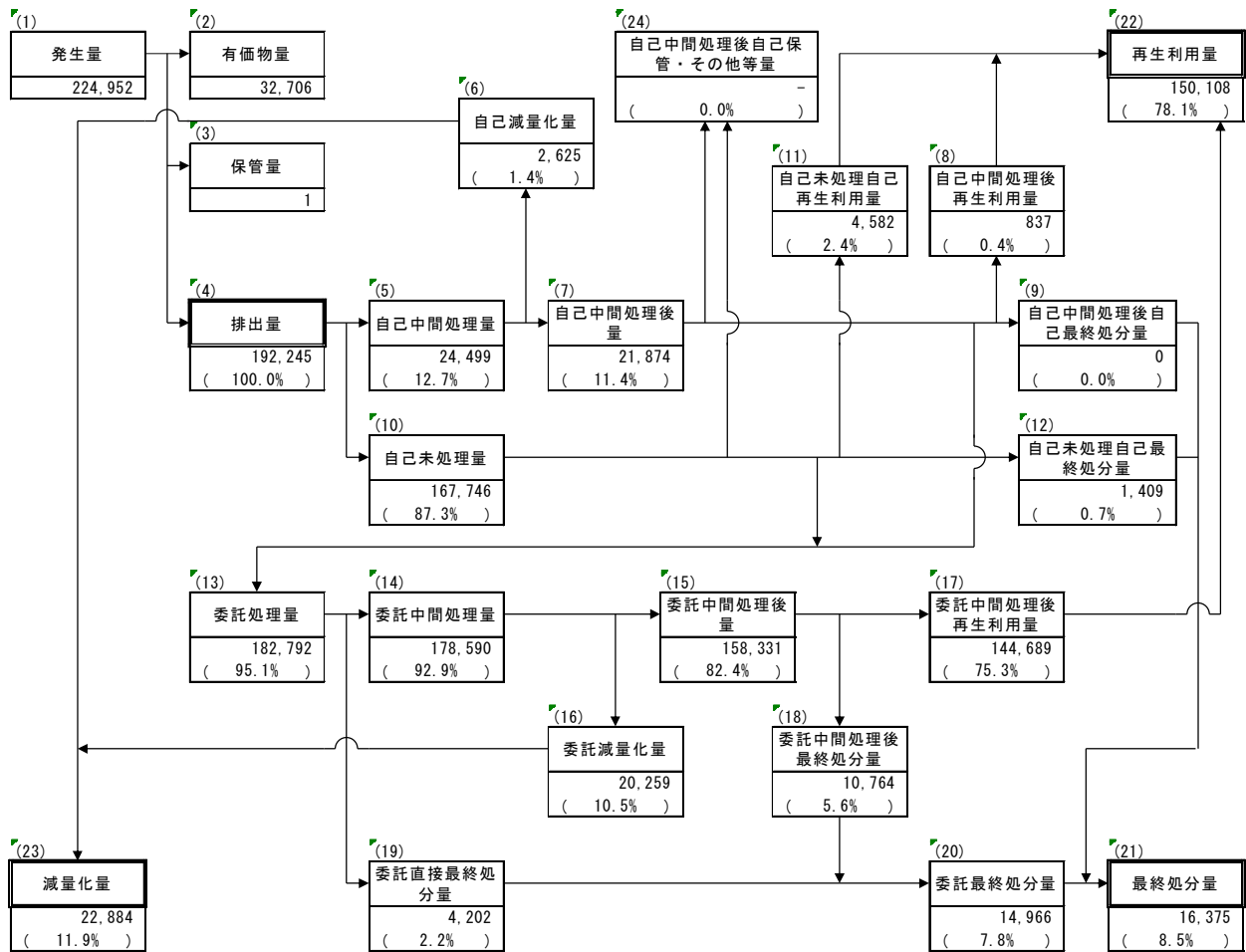


図 2.4.3-1 製造業における発生及び処理状況

2.4.4 医療・福祉

(1) 発生及び処理量

医療・福祉からの産業廃棄物は表 2.4.4-1 に示すとおりであり、発生量は 56 千トンとなっている。廃棄物種類別としては、混合廃棄物が 24 千トン、感染性廃棄物が 15 千トン、金属くず 5 千トンの順となっている。

表 2.4.4-1 医療・福祉における産業廃棄物の種類別発生及び処理量

区分	1	4	22	23	21	排出量率	再生量率	減量化率	最終処分量率
	発生量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量				
産廃	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(千トン)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	56	56	12	29	15	100.0	20.9	51.9	26.0
燃え殻	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
汚泥	0	0	0	0	0	100.0	11.0	39.9	10.2
下水汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
建設汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
上水汚泥	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他	0	0	0	0	0	100.0	11.0	39.9	10.2
廃油	0	0	0	0	0	100.0	37.6	55.9	1.5
廃酸	0	0	0	0	0	100.0	1.4	92.5	3.8
廃アルカリ	0	0	0	0	0	100.0	3.4	84.5	1.4
廃プラスチック類	9	9	1	8	0	100.0	8.2	84.5	5.3
紙くず	0	0	0	0	0	100.0	78.9	18.7	1.4
木くず	0	0	0	-	-	100.0	100.0	-	-
繊維くず	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
動植物性残さ	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
金属くず	5	5	5	0	0	100.0	96.1	2.6	1.1
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1	1	1	0	0	100.0	68.8	0.7	29.4
鉱さい	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
がれき類	0	0	0	0	0	100.0	0.1	9.5	27.2
混合廃棄物	24	24	4	7	13	100.0	15.6	29.6	53.3
シュレッターダスト	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃石膏ボード	0	0	0	0	0	100.0	0.1	6.2	93.7
動物のふん尿	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
動物の死体	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
感染性廃棄物	15	15	1	14	1	100.0	5.2	90.2	4.5
廃電気機械器具	0	0	0	0	0	100.0	87.2	0.4	0.4
廃電池類	0	0	0	0	0	100.0	15.8	13.5	12.6
廃自動車	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他特定有害産業廃棄物	0	0	-	-	0	100.0	-	-	100.0

(2) 発生及び処理状況

医療・福祉における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.4.4-1 に示すとおり、排出量が 56 千トンとなった。

排出された産業廃棄物のうち、再生利用された量が 12 千トン（全排出量の 20.9%）、減量化された量が 29 千トン（同 51.9%）、処理の過程を経た最終処分量が 15 千トン（同 26.0%）、となっている。

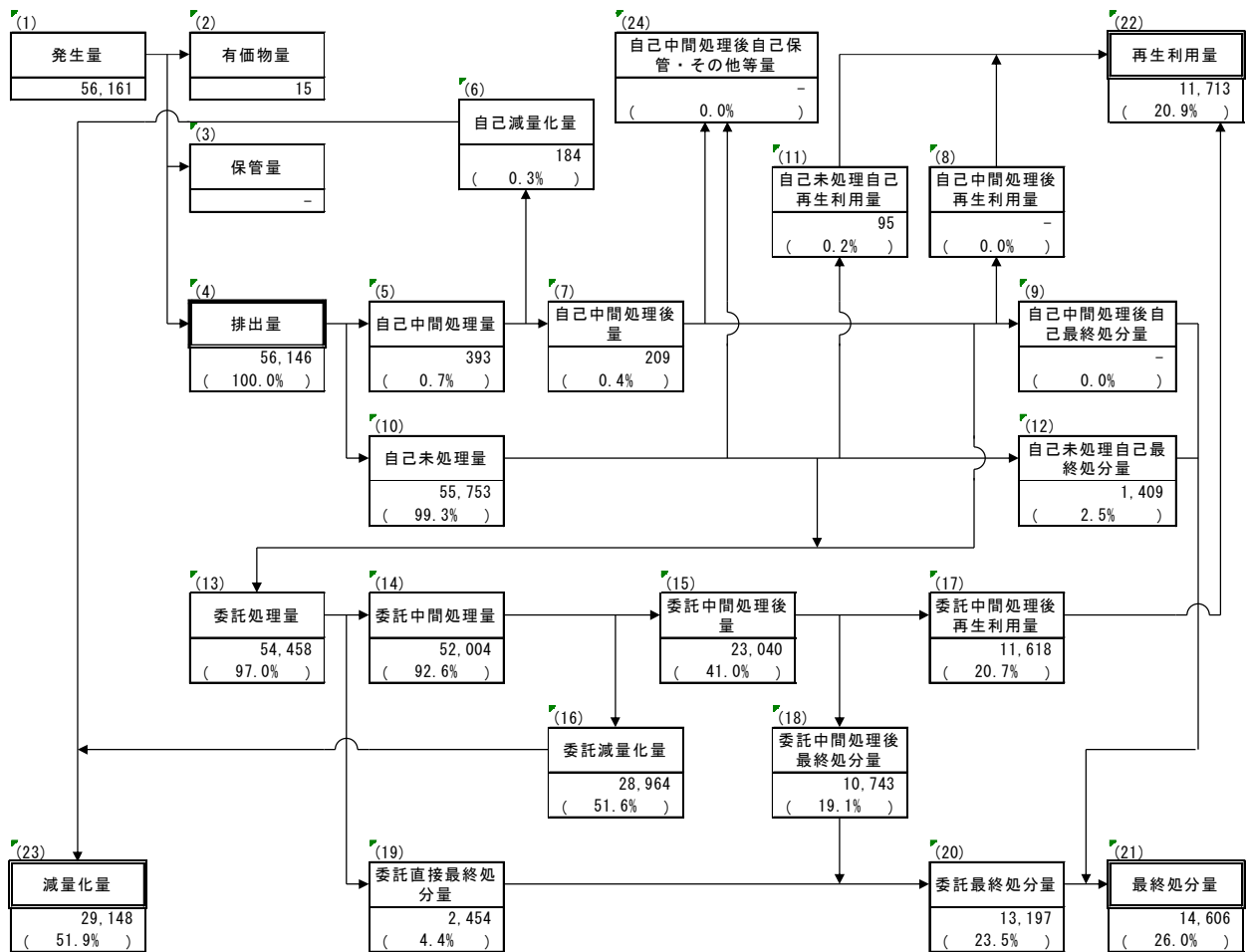


図 2.4.4-1 医療・福祉における発生及び処理状況

2.4.5 その他の事業

(1) 発生及び処理量

その他の事業からの産業廃棄物は表 2.4.5-1 に示すとおりであり、発生量は 2,138 千トンとなっている。

廃棄物種類別としては、汚泥が 2,028 千トン、廃プラスチック類が 33 千トン、混合廃棄物が 24 千トン、金属くず 13 千トンの順となっている。

表 2.4.5-1 その他の事業における産業廃棄物の種類別発生及び処理量

区分 産廃	1	4	22	23	21	排出量率 (%)	再生量率 (%)	減量化量率 (%)	最終処分量 率 (%)
	発生量 (千トン)	排出量 (千トン)	再生利用量 (千トン)	減量化量 (千トン)	最終処分量 (千トン)				
合計	2,138	2,134	58	2,029	38	100.0	2.7	95.1	1.8
燃え殻	4	4	1	-	3	100.0	24.9	-	75.1
汚泥	2,028	2,028	23	1,987	17	100.0	1.1	98.0	0.8
下水汚泥	1,825	1,825	21	1,804	-	100.0	1.2	98.8	-
建設汚泥	0	0	0	-0	0	100.0	121.4	-29.1	1.8
上水汚泥	200	200	-	183	17	100.0	-	91.7	8.3
その他	3	3	2	0	0	100.0	51.2	6.9	14.6
廃油	12	11	5	3	0	100.0	47.0	30.4	2.4
廃酸	0	0	0	0	0	100.0	4.1	90.1	0.2
廃アルカリ	0	0	0	0	0	100.0	6.0	86.1	1.6
廃プラスチック類	33	33	7	20	2	100.0	21.0	62.1	6.8
紙くず	5	4	2	1	1	100.0	44.4	18.5	17.4
木くず	9	7	3	4	0	100.0	47.8	50.5	0.0
繊維くず	0	0	0	0	0	100.0	3.8	89.1	5.0
動植物性残さ	1	1	1	-	-	100.0	100.0	-	-
ゴムくず	0	0	0	0	0	100.0	29.1	70.4	0.4
金属くず	13	12	7	4	0	100.0	58.9	31.5	4.0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5	5	3	0	2	100.0	57.1	6.8	32.4
鋳さい	0	0	-	-	0	100.0	-	-	100.0
がれき類	3	3	1	1	0	100.0	45.5	47.4	1.2
混合廃棄物	24	24	4	7	13	100.0	15.6	29.6	53.3
シュレッターダスト	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
廃石膏ボード	0	0	0	0	0	100.0	0.6	32.2	62.8
動物のふん尿	0	0	0	-	-	100.0	100.0	-	-
動物の死体	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
感染性廃棄物	0	0	0	0	0	100.0	1.5	94.4	4.1
廃電気機械器具	1	1	0	0	0	100.0	73.9	4.4	1.9
廃電池類	0	0	0	0	0	100.0	66.8	9.4	6.1
廃自動車	1	1	1	0	-	100.0	85.0	15.0	-
その他特定有害産業廃棄物	0	0	0	0	0	100.0	0.1	2.3	97.6

(2) 発生及び処理状況

その他の事業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.4.5-1 に示すとおり、排出量が 2,134 千トンとなった。

排出された産業廃棄物のうち、再生利用された量が 58 千トン（全排出量の 2.7%）、減量化された量が 2,029 千トン（同 95.1%）、処理の過程を経た最終処分量が 38 千トン（同 1.8%）、となっている。

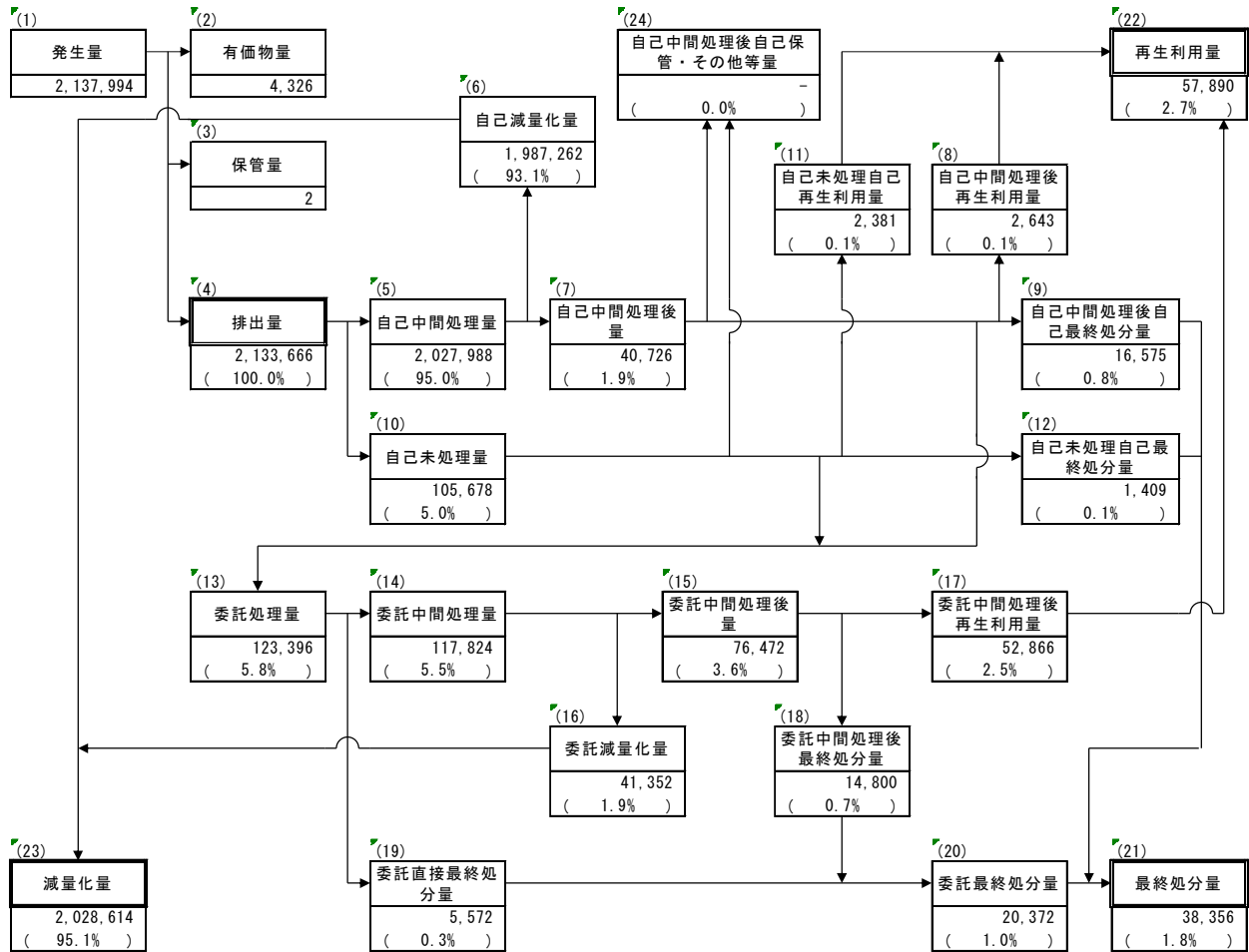


図 2.4.5-1 その他の事業における発生及び処理状況

2.5 意識調査結果

2.5.1 事業所内での産業廃棄物の処理状況

(1) 自己処理施設の処理状況

①自己処理の状況

産業廃棄物の排出事業者における自己処理の状況についてみると、自己で「中間処理のみしている」が2.1%、「中間処理・最終処分をしている」が0.1%となっており、中間処理・最終処分の「いずれも行っていない」事業者が97.8%を占めている。

表 2.5.1-1 事業所内での処理内容

単位：件

項目	中間処理のみ している	最終処分のみ している	中間処理・最終 処分をしている	いずれもしてい ない	合計
合計(%)	26 (2.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1,191 (97.8%)	1,218 (100.0%)
農業				5	5
耕種農業				1	1
畜産農業				1	1
園芸サービス業等				3	3
林業				3	3
育林業				1	1
素材生産業				1	1
林業サービス業				1	1
建設業	8		1	175	184
総合工事業	5		1	106	112
職別工事業	3			18	21
設備工事業				51	51
製造業	8			175	183
食料品製造業				31	31
飲料・たばこ・飼料製造業				4	4
繊維工業				3	3
木材・木製品製造業				4	4
家具・装備品製造業				9	9
パルプ・紙・紙加工品製造業				6	6
印刷・同関連業	1			17	18
化学工業				12	12
石油製品・石炭製品製造業	2			3	5
プラスチック製品製造業				7	7
ゴム製品製造業				2	2
なめし革・同製品・毛皮製造業				1	1
窯業・土石製品製造業	2			17	19
鉄鋼業				5	5
金属製品製造業	2			20	22
一般機械器具製造業				22	22
電気機械器具製造業				6	6
その他機械器具製造業				3	3
その他製造業	1			3	4
医療・福祉	1			230	231
一般診療所	1			161	162
歯科診療所				32	32
社会保険・社会福祉・介護事業				37	37
その他の事業	9			603	612
電気・ガス・熱供給・水道業				19	19
情報通信業				6	6
運輸業	2			62	64
卸・小売業	3			248	251
金融・保険業				55	55
不動産業、物品賃貸業	1			60	61
宿泊業、飲食サービス業				30	30
教育、学習支援業				15	15
学術研究、専門・技術サービス業	3			36	39
生活関連サービス業、娯楽業				72	72

②自己処理施設の状況

自己処理を行っている事業所の施設についてみると、建設業及び製造業で施設を有している事業所数が多く、建設業ではがれき類の破碎施設、建設汚泥の乾燥施設を、製造業では、破碎設備、汚泥の脱水設備のほか、廃液処理施設等となっている。

各設備の設置年をみると、老朽化設備も散見されるが、概ね平成 10 年以降に更新されている状況が伺える。

また、設置場所としては、概ね札幌市内が多くなっているが、建設業や卸・小売業では札幌市外に施設を有している事業所もある。

表 2.5.1-2 自己処理施設の状況

業種	設置場所	処理方法	件数	設置施設平均				
				処理能力 t/時	稼働時間 時間/日	設置時期	建設費用 万円	維持管理費用 万円/年
建設業	札幌市内	破碎(がれき)	4	88.8	8.0	H 9	5,636 (2件平均)	209 (2件平均)
						H14		
						H17		
						不明(1)		
		天日乾燥(無機性汚泥)	1	0.7	8.0	S60	999	58
	札幌市外	破碎(がれき)	1	60.0	8.0	H4	11,800	600
破碎(木くず)		2	85.0	9.0	H11	3,000 (1件)	50 (1件)	
天日乾燥(建設汚泥)		1	17.6	10.0	H15	1,077	600	
製造業	札幌市内	破碎(がれき)	2	84.5	8.0	H14	16,355	309
					H17			
		脱水(汚泥)	2	2.5	1.3	H9	6,284 (1件)	150 (1件)
					H3			
		減圧蒸留方式(現像廃液等)	1	3.0	24.0	H26	300	10
		凝集・沈殿(廃酸)	1	5.6	10.0	S62	1,200	350
還元/中和/脱水装置/ドラムドライヤー(汚泥)	1	1.0	5.0	H21	3,000	20		
医療業	札幌市内	乾熱滅菌、破碎(特管)	1	0.05	9.0	H20	4,500	960
熱供給業	札幌市内	キレート処理(重金属固定化処理)(焼却灰)	1	不明	2.5	H15	不明	
運輸業	札幌市内	排水処理(汚水)	1	80	24.0	不明		
		溶融固化(廃プラスチック)	1	0.24	8.0	H22	300	240
卸・小売業	札幌市内	油水分離 沈殿槽(廃油)	1	0.27	0.5	H13	100	10
		保管	1			不明		
	札幌市外	破碎・圧縮(廃プラ類)	1	0.05	8.0	H17		
学術研究, 専門・ 技術サービス業	札幌市内	中和(廃酸、廃アルカリ)	1	0.03	0.1	H26	68	1.5
		中和、凝集沈殿(廃アルカリ)	1	0.0226	2	H1	40	2

(2) 新たな処理施設等の設置計画予定

新たな処理施設の設置計画の有無についてみると、「計画あり」とする事業所は、0.2%にとどまり、「計画なし」の事業者が99.8%を占めている状況が把握された。

「計画あり」と回答のあった施設の具体的内容をみると、製造業の事業所では、汚泥処理施設の更新を、卸・小売業の事業所では、廃プラスチック類のリサイクル施設の新設となっている。

表 2.5.1-3 将来の新たな処理施設の設置計画の有無

単位:件

項目	計画あり	計画なし	合計
合計(%)	2 (0.2%)	1182 (99.8%)	1,184 (100.0%)
農業			0
耕種農業		1	1
畜産農業		2	2
園芸サービス業等		3	3
林業		2	2
育林業		1	1
素材生産業		1	1
林業サービス業		0	0
建設業		182	182
総合工事業		111	111
職別工事業		21	21
設備工事業		50	50
製造業	1	175	176
食料品製造業		32	32
飲料・たばこ・飼料製造業		4	4
繊維工業		3	3
木材・木製品製造業		4	4
家具・装備品製造業		9	9
パルプ・紙・紙加工品製造業		6	6
印刷・同関連業		16	16
化学工業		11	11
石油製品・石炭製品製造業		5	5
プラスチック製品製造業		6	6
ゴム製品製造業		2	2
なめし革・同製品・毛皮製造業		1	1
窯業・土石製品製造業		19	19
鉄鋼業		5	5
金属製品製造業	1	17	18
一般機械器具製造業		22	22
電気機械器具製造業		6	6
その他機械器具製造業		3	3
その他製造業		4	4
医療・福祉		227	227
一般診療所		160	160
歯科診療所		31	31
社会保険・社会福祉・介護事業		36	36
その他の事業	1	596	597
電気・ガス・熱供給・水道業		20	20
情報通信業		6	6
運輸業		63	63
卸・小売業	1	236	237
金融・保険業		56	56
不動産業, 物品賃貸業		59	59
宿泊業, 飲食サービス業		30	30
教育, 学習支援業		15	15
学術研究, 専門・技術サービス業		40	40
生活関連サービス業, 娯楽業		71	71

表 2.5.1-4 将来の新たな処理施設の設置計画の内容

業種	施設区分	新增設等の区分	処理対象産業廃棄物	設置予定年	処理方法	処理能力 t/時	稼働時間 時間/日
製造業	中間処理施設	更新	無機性汚泥	H30	凝集沈澱法	5.5	10
卸・小売業	再資源化・リサイクル施設	新設	廃パレット・廃プラスチック	H28	破碎・選別	1	7

2.5.2 産業廃棄物の減量化・再資源化への取り組み、将来計画

(1) 減量化の取り組み状況

① 減量化の取り組み状況

産業廃棄物の減量化の取り組み状況についてみると、「既に実施」しているところが 12.9%、「予定あり」が 1.5%となっており、減量化の取組を実施も予定もしていない事業者が 85.6%を占めている状況が把握された。

「既に実施」しているところでは、卸・小売業が 17.5% (43 件)、建設業が 16.3% (29 件)、製造業が 16.1% (29 件) と比較的实施割合が高くなっている。

表 2.5.2-1 原料化の取り組み状況

項目	単位:件			
	既に実施	予定あり	予定なし	合計
合計(%)	154 (12.9%)	18 (1.5%)	1024 (85.6%)	1,196 (100.0%)
農業	0	0	7	7
耕種農業			1	1
畜産農業			3	3
園芸サービス業等			3	3
林業	0	0	3	3
育林業			1	1
素材生産業			1	1
林業サービス業			1	1
建設業	29	3	146	178
総合工事業	20	1	89	110
職別工事業	3		16	19
設備工事業	6	2	41	49
製造業	29	2	149	180
食料品製造業			32	32
飲料・たばこ・飼料製造業	2		3	5
繊維工業	2		1	3
木材・木製品製造業	1		2	3
家具・装備品製造業	2		7	9
パルプ・紙・紙加工品製造業			6	6
印刷・同関連業	5		13	18
化学工業	1		10	11
石油製品・石炭製品製造業	1		4	5
プラスチック製品製造業	3		4	7
ゴム製品製造業	1		1	2
なめし革・同製品・毛皮製造業			1	1
窯業・土石製品製造業	7		12	19
鉄鋼業			5	5
金属製品製造業	1	1	20	22
一般機械器具製造業	1		19	20
電気機械器具製造業	1	1	4	6
その他機械器具製造業	1		2	3
その他製造業			3	3
医療・福祉	18	1	205	224
一般診療所	18	1	140	159
歯科診療所			30	30
社会保険・社会福祉・介護事業			35	35
その他の事業	78	12	514	604
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	16	20
情報通信業	1		4	5
運輸業	5	2	56	63
卸・小売業	43	6	197	246
金融・保険業	6	0	48	54
不動産業、物品賃貸業	8	2	52	62
宿泊業、飲食サービス業	5	0	25	30
教育、学習支援業	2	0	12	14
学術研究、専門・技術サービス業	2	1	36	39
生活関連サービス業、娯楽業	3	0	68	71

減量化の取り組み内容についてみると、「自社内に中間処理施設を設置」及び「自社内の中間処理方法を変更」がいずれも3.2%となっており、「その他」が93.6%を占めている。

「その他」の具体的内容をみると、ほとんどがリサイクルの推進、分別の強化という内容であった。

表 2.5.2-2 減量化の実施・予定内容

単位:件				
項目	自社内に中間処理施設を設置	自社内の中間処理方法を変更	その他	合計
合計(%)	5 (3.2%)	5 (3.2%)	146 (93.6%)	156 (100.0%)
農業				
耕種農業				
畜産農業				
園芸サービス業等				
林業				
育林業				
素材生産業				
林業サービス業				
建設業	3	2	24	29
総合工事業	2	1	17	20
職別工事業	1		2	3
設備工事業		1	5	6
製造業	2	2	24	28
食料品製造業				
飲料・たばこ・飼料製造業			2	2
繊維工業			1	1
木材・木製品製造業			1	1
家具・装備品製造業			2	2
パルプ・紙・紙加工品製造業				
印刷・同関連業			5	5
化学工業			1	1
石油製品・石炭製品製造業			1	1
プラスチック製品製造業		1	2	3
ゴム製品製造業			1	1
なめし革・同製品・毛皮製造業				
窯業・土石製品製造業	2		3	5
鉄鋼業				
金属製品製造業		1	1	2
一般機械器具製造業			1	1
電気機械器具製造業			2	2
その他機械器具製造業			1	1
その他製造業				
医療・福祉			19	19
一般診療所			19	19
歯科診療所				
社会保険・社会福祉・介護事業				
その他の事業		1	79	80
電気・ガス・熱供給・水道業			4	4
情報通信業			1	1
運輸業			6	6
卸・小売業		1	46	47
金融・保険業			6	6
不動産業、物品賃貸業			5	5
宿泊業、飲食サービス業			5	5
教育、学習支援業			1	1
学術研究、専門・技術サービス業			2	2
生活関連サービス業、娯楽業			3	3

表 2.5.2-3 減量化の実施・予定内容の「その他」の主な方法

- ・産業廃棄物のリサイクル率をあげる。
- ・リサイクルに配慮した分別の徹底をすすめる。
- ・資源物（金属、紙類等）の分別を強化し有価売却する。
- ・一般廃棄物の分別を徹底する。
- ・LED化による蛍光灯の延命化。
- ・梱包量の削減
- ・リサイクル用品・部品の利用率を高める。
- ・紙類の分別、リサイクルを推進している。

②数値目標の設定状況

減量化の数値目標の設定状況についてみると、「既に設定」しているところが 6.1%、「予定あり」が 1.3%となっており、「予定なし」の事業者が 92.6%を占めている。

表 2.5.2-4 減量化に関する数値目標の設定状況

単位:件

項目	既に設定	予定あり	予定なし	合計
合計(%)	68 (6.1%)	14 (1.3%)	1024 (92.6%)	1,106 (100.0%)
農業	0	0	7	7
耕種農業			1	1
畜産農業			3	3
園芸サービス業等			3	3
林業	0	0	3	3
育林業			1	1
素材生産業			1	1
林業サービス業			1	1
建設業	19	2	146	167
総合工事業	16	2	87	105
職別工事業	1		18	19
設備工事業	2	0	41	43
製造業	15	2	145	162
食料品製造業	4		27	31
飲料・たばこ・飼料製造業			4	4
繊維工業	2		1	3
木材・木製品製造業			4	4
家具・装備品製造業	1		7	8
パルプ・紙・紙加工品製造業			5	5
印刷・同関連業	3	1	13	17
化学工業	1		9	10
石油製品・石炭製品製造業			3	3
プラスチック製品製造業	1		4	5
ゴム製品製造業			1	1
なめし革・同製品・毛皮製造業			1	1
窯業・土石製品製造業	1	1	13	15
鉄鋼業			5	5
金属製品製造業	1		19	20
一般機械器具製造業			19	19
電気機械器具製造業			5	5
その他機械器具製造業	1		2	3
その他製造業			3	3
医療・福祉	4	2	206	212
一般診療所	4	2	142	148
歯科診療所			28	28
社会保険・社会福祉・介護事業			36	36
その他の事業	30	8	517	555
電気・ガス・熱供給・水道業	1		19	20
情報通信業			4	4
運輸業		1	57	58
卸・小売業	21	1	206	228
金融・保険業	0	5	47	52
不動産業, 物品賃貸業	3	0	52	55
宿泊業, 飲食サービス業	2	0	24	26
教育, 学習支援業	1	0	8	9
学術研究, 専門・技術サービス業	0	0	36	36
生活関連サービス業, 娯楽業	2	1	64	67

減量化に関する目標を既に設定している、あるいは今後、予定しているとする 82 事業所のうち、57 事業所から具体的な目標値の回答があったので、その内容についてみると、概ね 1～2 年程度の目標年までに数%から 20%前後を削減するという目標値の設定状況であった。

比較的削減目標値の大きいガラスくず、紙くず、廃プラスチック、建設廃材では、排出事業者における減量の余地が大きいものと推察される。

表 2.5.2-5 減量化に関する数値目標

業種	廃棄物種類	回答数	達成までの年数(平均)	減量化目標(基準年に対する削減率)			
				平均目標削減率	内訳		
					範囲	件数	構成比
建設業	建設廃材(がれき類)	16	1.3	21.8%	現状維持(0%)	1	6.3%
					10%以下	9	56.3%
					11～20%	3	18.8%
					31～50%	1	6.3%
					100%	2	12.5%
	計	16	100.0%				
	廃プラスチック	3	1	38.7%	10%以下	2	66.7%
					100%	1	33.3%
計					3	100.0%	
汚泥	1	1	7.1%	-			
紙くず	2	1	59.0%	11～20%	1	50.0%	
				100%	1	50.0%	
廃棄物全般	2	5.5	5.0%	10%以下	2	100.0%	
製造業	建設廃材(がれき類)	2	1	5.5%	10%以下	2	100.0%
	木くず	1	3	1.0%	-		
	廃プラスチック	4	2.5	4.5%	10%以下	4	100.0%
	汚泥	2	2.5	17.5%	10%以下	1	50.0%
					21～30%	1	50.0%
	鉄くず	1	1	5.0%	-		
	焼却灰	1	1	1.0%	-		
	廃棄物全般	5	1	0.6%	現状維持(0%)	2	40.0%
				10%以下	3	60.0%	
計					5	100.0%	
医療・福祉	感染性廃棄物	5	1	7.4%	10%以下	4	80.0%
					11～20%	1	20.0%
					計	5	100.0%
廃酸・廃アルカリ	1	1	100.0%	-			
その他の事業	廃プラスチック	3	2.7	4.0%	10%以下	3	100.0%
	廃油	1	1	0%	すでに目標達成		
	焼却灰	1	1	不明	-		
	紙くず	2	1	4.0%	10%以下	2	100.0%
	金属くず	4	1.5	19.5%	10%以下	3	75.0%
					51～99%	1	25.0%
					計	4	100.0%
	ガラスくず	2	5.5	89.0%	51～99%	1	50.0%
					100%	1	50.0%
現状維持(0%)					3	33.3%	
廃棄物全般	9	1.6	11.8%	10%以下	5	55.6%	
				100%	1	11.1%	
				計	9	100.0%	

(2) 再資源化に関する取り組み状況

①再資源化の取り組み状況

産業廃棄物の再資源化の取り組み状況についてみると、「既に実施」が 33.7%、「予定あり」が 3.6%、「予定なし」が 62.7%であった。

回答数が 20 件以上の業種について「既に実施」している割合の高い業種をみると、電気・ガス・熱供給・水道業が 70.0%、総合工事業が 51.4%、職別工事業が 45.0%、卸・小売業が 40.8%、食料品製造業が 38.7%となっている。

表 2.5.2-6 再資源化の取り組み状況

単位:件				
項目	既に実施	予定あり	予定なし	合計
合計(%)	398 (33.7%)	42 (3.6%)	741 (62.7%)	1,181 (100.0%)
農業	2	1	4	7
耕種農業			1	1
畜産農業	2		1	3
園芸サービス業等		1	2	3
林業			3	3
育林業			1	1
素材生産業			1	1
林業サービス業			1	1
建設業	83	9	86	178
総合工事業	56	4	49	109
職別工事業	9	1	10	20
設備工事業	18	4	27	49
製造業	61	4	111	176
食料品製造業	12	1	18	31
飲料・たばこ・飼料製造業	4		1	5
繊維工業	1		2	3
木材・木製品製造業			4	4
家具・装備品製造業	4		5	9
パルプ・紙・紙加工品製造業	2		4	6
印刷・同関連業	10		5	15
化学工業	4		8	12
石油製品・石炭製品製造業	2		3	5
プラスチック製品製造業	3	1	3	7
ゴム製品製造業	1		1	2
なめし革・同製品・毛皮製造業			1	1
窯業・土石製品製造業	4		15	19
鉄鋼業	2		2	4
金属製品製造業	5		15	20
一般機械器具製造業	4	1	16	21
電気機械器具製造業	1	1	4	6
その他機械器具製造業	2		1	3
その他製造業			3	3
医療・福祉	54	5	167	226
一般診療所	42	4	113	159
歯科診療所	3		27	30
社会保険・社会福祉・介護事業	9	1	27	37
その他の事業	198	23	370	591
電気・ガス・熱供給・水道業	14		6	20
情報通信業	1		3	4
運輸業	19	2	38	59
卸・小売業	98	19	123	240
金融・保険業	11		44	55
不動産業、物品賃貸業	17	2	40	59
宿泊業、飲食サービス業	9		20	29
教育、学習支援業	6		9	15
学術研究、専門・技術サービス業	7		32	39
生活関連サービス業、娯楽業	16		55	71

再資源化への取り組みを既に実施、もしくは今後、予定していると回答のあった 440 事業所の取り組み内容についてみると、「産業廃棄物の分別」が最も多く 65.7%を占め、次いで、「再資源化を処理業者に委託」の 53.4%となっており、いずれも半数以上の事業所が回答している。

表 2.5.2-7 再資源化の実施・予定内容（複数回答）

単位:件						
項目	産廃の分別	再資源化・リサイクル施設の設置	製造工程・作業工程の変更	再資源化品の利用先を確保	再資源化を処理業者に委託	その他
合計(%)	289 (65.7%)	25 (5.7%)	16 (3.6%)	53 (12.0%)	235 (53.4%)	15 (3.4%)
農業	2	1	1	1	1	0
耕種農業			1			
畜産農業	1	1		1	1	
園芸サービス業等	1					
林業						
育林業						
素材生産業						
林業サービス業						
建設業	62	3	4	9	60	1
総合工事業	43	2	2	5	42	
職別工事業	7	1	1	1	4	
設備工事業	12		1	3	14	1
製造業	39	5	9	9	33	1
食料品製造業	10		2	0	8	
飲料・たばこ・飼料製造業		2		4		
繊維工業	1		1		1	
木材・木製品製造業						
家具・装備品製造業	4				1	
パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1	
印刷・同関連業	6		2	2	7	
化学工業	4				1	
石油製品・石炭製品製造業	2	1	1	1	1	
プラスチック製品製造業	1	1	2	1		
ゴム製品製造業	1					
なめし革・同製品・毛皮製造業						
窯業・土石製品製造業				1	3	
鉄鋼業	1				1	
金属製品製造業	2		1		4	
一般機械器具製造業	4				2	
電気機械器具製造業	1	1			2	
その他機械器具製造業	1				1	1
その他製造業						
医療・福祉	41	1	2	1	27	3
一般診療所	30	1	1	1	21	3
歯科診療所	3		1		3	
社会保険・社会福祉・介護事業	8				3	
その他の事業	145	15		33	114	10
電気・ガス・熱供給・水道業	10			1	5	1
情報通信業	1			0	1	1
運輸業	14	1		2	13	
卸・小売業	79	14		25	62	6
金融・保険業	4				7	
不動産業、物品賃貸業	14			3	8	1
宿泊業、飲食サービス業	4				6	
教育、学習支援業	6				1	
学術研究、専門・技術サービス業	4				4	
生活関連サービス業、娯楽業	9			2	7	1

注：合計欄の構成比は、再資源化の取り組みを既に実施、もしくは今後、予定していると回答のあった 440 事業所に対する割合

②数値目標の設定状況

再資源化に関する数値目標の設定状況についてみると、「既に設定」しているところが 3.5%、「予定あり」が 5.9%、「予定なし」が 90.6%となっている。

このように数値目標を設定していない、あるいは設定の予定もないとする事業所の割合が高くなっているものの、すでに 100%リサイクル済のため目標を立てていないとする回答もみられ、必ずしも再資源化への取り組みに消極的であるということではないことに留意する必要がある。

表 2.5.2-8 再資源化に関する数値目標の設定状況

単位:件

項目	既に設定	予定あり	予定なし	合計
合計(%)	40 (3.5%)	68 (5.9%)	1035 (90.6%)	1,143 (100.0%)
農業			7	7
耕種農業			1	1
畜産農業			3	3
園芸サービス業等			3	3
林業			3	3
育林業			1	1
素材生産業			1	1
林業サービス業			1	1
建設業	19	9	144	172
総合工事業	16	7	83	106
職別工事業	0	1	17	18
設備工事業	3	1	44	48
製造業	8	8	151	167
食料品製造業	2	1	27	30
飲料・たばこ・飼料製造業		1	4	5
繊維工業		1	2	3
木材・木製品製造業			4	4
家具・装備品製造業		1	7	8
パルプ・紙・紙加工品製造業			5	5
印刷・同関連業	1	1	13	15
化学工業	1	1	9	11
石油製品・石炭製品製造業	1		4	5
プラスチック製品製造業	2	1	4	7
ゴム製品製造業			2	2
なめし革・同製品・毛皮製造業			1	1
窯業・土石製品製造業			16	16
鉄鋼業			5	5
金属製品製造業		1	18	19
一般機械器具製造業			20	20
電気機械器具製造業			5	5
その他機械器具製造業	1		2	3
その他製造業			3	3
医療・福祉		7	209	216
一般診療所		7	145	152
歯科診療所			28	28
社会保険・社会福祉・介護事業			36	36
その他の事業	13	44	521	578
電気・ガス・熱供給・水道業			19	19
情報通信業			4	4
運輸業	1	6	51	58
卸・小売業	9	24	206	239
金融・保険業		5	49	54
不動産業, 物品賃貸業	1	2	55	58
宿泊業, 飲食サービス業		4	24	28
教育, 学習支援業		1	13	14
学術研究, 専門・技術サービス業			37	37
生活関連サービス業, 娯楽業	2	2	63	67

再資源化に関する数値目標を既に設定、あるいは今後設定を予定していると回答のあった 108 事業所のうち、27 事業所から具体的な目標値の回答があったので、その内容についてみると、再資源化率（排出量に対する再資源化量の割合）は、廃棄物の種類により異なるが、概ね 60%～100%が設定されている。

表 2.5.2-9 再資源化の目標値

業種	廃棄物種類	回答数	達成までの年数(平均)	再資源化目標(目標率)			
				平均再資源化率	内訳		
					範囲	件数	構成比
建設業	建設廃材(がれき類)	2	1.0	87.5%	51～75%	1	50.0%
					100%	1	50.0%
	建設廃材(木くず)	2	1.0	70.0%	50%以下	1	50.0%
					100%	1	50.0%
	金属くず	2	1.0	58.0%	50%以下	1	50.0%
					76～99%	1	50.0%
	廃棄物全般	7	1.1	80.7%	50%以下	1	14.3%
51～75%					1	14.3%	
76～99%					5	71.4%	
				計	7	100.0%	
製造業	建設廃材(がれき類)	1	1	67.0%	-		
	廃プラスチック	3	2	66.7%	50%以下	1	33.3%
					76～99%	2	66.7%
					計	3	100.0%
	焼却灰	1	1	90.0%	-		
廃棄物全般	2	2	97.0%	76～99%	1	50.0%	
				100%	1	50.0%	
その他の事業所	廃油	1	1	81.0%	-		
	紙くず	1	5	100.0%	-		
	金属くず	1	1	92.0%	-		
	廃棄物全般	6	1.4	91.1%	51～75%	1	16.7%
					76～99%	3	50.0%
100%					2	33.3%	
				計	6	100.0%	

2.5.3 市域内の廃棄物処理施設使用状況

(1) 廃棄物処理施設についての不足内容

市域内の産業廃棄物処理施設の不足感についてみると、「不足していない」と感じている事業者が51.2%を占め最も多く、「再資源化施設が不足している」が6.7%、「最終処分施設が不足している」が6.4%、「中間処理施設が不足している」が3.8%となっている。

一方、「委託しているためわからない」が30.0%を占めている。

業種別にみると、総合工事業では、「再資源化施設が不足している」とする事業所が22.8%を占めており、特に建設廃材のリサイクル施設に対する不足感が他の産業に比して高い状況が把握された。

表 2.5.3-1 市内の産業廃棄物処理施設の不足感（複数回答）

単位：件							
項目	再資源化・リサイクル施設が不足している	中間処理施設が不足している	最終処分施設が不足している	いずれの施設も不足していない	市外の処理業者に委託しているので、わからない	その他	回答事業所数
合計(%)	76 (6.7%)	43 (3.8%)	73 (6.4%)	583 (51.2%)	341 (30.0%)	103 (9.1%)	1,138
農業	1	0	0	5	1	0	7
耕種農業					1		1
畜産農業	1			2			3
園芸サービス業等				3			3
林業	1	0	1	1	0	1	3
育林業	1		1				1
素材生産業						1	1
林業サービス業				1			1
建設業	27	10	23	93	27	10	169
総合工事業	23	6	15	55	10	4	101
職別工事業	1	2	5	10	6	1	20
設備工事業	3	2	3	28	11	5	48
製造業	17	14	7	83	53	16	175
食料品製造業	0	1	1	12	10	5	28
飲料・たばこ・飼料製造業	1	1	1	0	4	0	5
繊維工業	0	0	0	2	1	0	3
木材・木製品製造業	0	0	0	2	2	0	4
家具・装備品製造業	2	0	0	5	0	2	9
パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	4	2	0	6
印刷・同関連業	5	3	1	7	6	0	18
化学工業	1	0	0	8	0	1	10
石油製品・石炭製品製造業	1	2	0	1	2	0	5
プラスチック製品製造業	0	0	0	5	1	1	7
ゴム製品製造業	0	0	0	1	1	0	2
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0	0	1	0	1
窯業・土石製品製造業	2	5	3	6	4	1	18
鉄鋼業	1	0	0	3	2	0	5
金属製品製造業	3	1	0	7	6	2	19
一般機械器具製造業	0	0	1	12	5	4	20
電気機械器具製造業	1	1	0	4	3	0	8
その他機械器具製造業	0	0	0	2	2	0	4
その他製造業	0	0	0	2	1	0	3
医療・福祉	4	10	11	115	87	12	225
一般診療所	3	9	10	68	73	8	159
歯科診療所	0	0	0	21	9	2	32
社会保険・社会福祉・介護事業	1	1	1	26	5	2	34
その他の事業	26	9	31	286	173	64	559
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	1	6	4	8	19
情報通信業	0	1	0	3	1	0	5
運輸業	3	0	0	33	23	3	62
卸・小売業	14	3	16	116	71	24	227
金融・保険業	2	0	1	33	8	4	48
不動産業、物品賃貸業	0	1	3	34	10	9	56
宿泊業、飲食サービス業	6	4	4	13	7	2	27
教育、学習支援業	0	0	2	5	4	4	14
学術研究、専門・技術サービス業	1	0	1	13	20	4	38
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	3	30	25	6	63

処理施設が不足と感じている産業廃棄物の種類をみると、全体では、廃プラスチック類、蛍光管、発砲スチロールで多くなっている。業種別でみると、建設業では、廃プラスチック類、石膏ボード、廃PCB等、製造業では、廃プラスチック類、木くず、医療・福祉では、感染性廃棄物、廃プラスチック類、廃PCB等、その他産業では、廃プラスチック類、蛍光管、発砲スチロールが多くなっている。

表 2.5.3-2 処理施設が不足と感じている産業廃棄物の種類

廃棄物種類	農林業		建設業		製造業		医療・福祉		その他産業		全体	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
1. 燃え殻	0		0		1	3.2%	2	12.5%	1	1.5%	4	2.5%
2. 下水汚泥	0		1	2.4%	1	3.2%	0		6	9.0%	8	5.1%
3. 有機性汚泥	0		3	7.3%	0		1	6.3%	0		4	2.5%
4. 建設汚泥	0		6	14.6%	0		1	6.3%	1	1.5%	8	5.1%
6. 無機性汚泥	0		3	7.3%	1	3.2%	0		2	3.0%	6	3.8%
7. 鉱物性油	0		0		1	3.2%	0		1	1.5%	2	1.3%
8. 動植物性油	0		0		0		1	6.3%	0		1	0.6%
9. 廃油	0		3	7.3%	3	9.7%	0		2	3.0%	8	5.1%
10. 廃酸	0		0	0.0%	1	3.2%	2	12.5%	1	1.5%	4	2.5%
11. 廃アルカリ	0		0	0.0%	2	6.5%	2	12.5%	0		4	2.5%
12. 廃タイヤ	0		1	2.4%	1	3.2%	0		2	3.0%	4	2.5%
13. 発砲スチロール等	0		6	14.6%	2	6.5%	0		10	14.9%	18	11.5%
14. 廃プラスチック類	0		11	26.8%	10	32.3%	6	37.5%	30	44.8%	57	36.3%
15. 建設工事の紙くず	0		1	2.4%	0		0		1	1.5%	2	1.3%
16. 紙くず	0		1	2.4%	2	6.5%	0		4	6.0%	7	4.5%
17. 建設工事の木くず	0		6	14.6%	0		0		0		6	3.8%
18. 木くず	1	50.0%	5	12.2%	6	19.4%	0		5	7.5%	17	10.8%
19. 建設工事繊維くず	0		2	4.9%	0		0		0		2	1.3%
20. 繊維くず(天然繊維くず)	0		0		1	3.2%	0		1	1.5%	2	1.3%
21. 動植物性残さ	0		0		1	3.2%	0		5	7.5%	6	3.8%
23. ゴムくず(天然ゴムくず)	0		1	2.4%	2	6.5%	0		4	6.0%	7	4.5%
24. 金属くず	0		2	4.9%	4	12.9%	2	12.5%	5	7.5%	13	8.3%
25. ガラスくず	0		6	14.6%	1	3.2%	0		8	11.9%	15	9.6%
26. 石膏ボード	0		11	26.8%	0		2	12.5%	1	1.5%	14	8.9%
27. 陶磁器くず	0		5	12.2%	1	3.2%	0		5	7.5%	11	7.0%
28. コンクリートくず	0		7	17.1%	4	12.9%	1	6.3%	0		12	7.6%
29. 鉱さい	0		3	7.3%	1	3.2%	0		0		4	2.5%
30. コンクリート破片	0		3	7.3%	2	6.5%	1	6.3%	0		6	3.8%
31. 廃アスファルト	0		4	9.8%	1	3.2%	1	6.3%	0		6	3.8%
32. がれき類	0		7	17.1%	0		1	6.3%	1	1.5%	9	5.7%
34. 動物の死体	1	50.0%	0		0		0		0		1	0.6%
36. 処分するために処理したもの(13号廃棄物)	0		0		0		1	6.3%	0		1	0.6%
37. 建設混合廃棄物	0		6	14.6%	0		1	6.3%	0		7	4.5%
38. 混合廃棄物	0		1	2.4%	1	3.2%	0		4	6.0%	6	3.8%
39. シュレッターダスト	0		1	2.4%	0		0		1	1.5%	2	1.3%
40. スレート板、サイディング、岩綿吸音板	0		2	4.9%	1	3.2%	1	6.3%	1	1.5%	5	3.2%
41. ビニール板タイル	0		0		0		0		1	1.5%	1	0.6%
42. 石綿セメント板	0		2	4.9%	0		1	6.3%	1	1.5%	4	2.5%
43. 石綿含有産業廃棄物	0		5	12.2%	0		2	12.5%	0		7	4.5%
44. 廃自動車	0		1	2.4%	0		0		0		1	0.6%
47. 家電リサイクル対象物	0		1	2.4%	2	6.5%	2	12.5%	6	9.0%	11	7.0%
48. パーソナルコンピュータ	0		1	2.4%	1	3.2%	0		3	4.5%	5	3.2%
49. 蛍光灯	0		2	4.9%	4	12.9%	2	12.5%	14	20.9%	22	14.0%
50. 廃電気機械器具	0		0		0		1	6.3%	2	3.0%	3	1.9%
51. 鉛蓄電池	0		2	4.9%	1	3.2%	0		8	11.9%	11	7.0%
52. 乾電池	0		0		3	9.7%	0		8	11.9%	11	7.0%
53. 廃電池類	0		0		0		0		1	1.5%	1	0.6%
54. 引火性廃油	0		2	4.9%	3	9.7%	0		6	9.0%	11	7.0%
55. 腐食性廃酸	0		0		0		1	6.3%	0		1	0.6%
57. 感染性廃棄物	0		0		0		11	68.8%	1	1.5%	12	7.6%
58. その他	0		1	2.4%	2	6.5%	0		0		3	1.9%
<特定有害産業廃棄物>												
59. 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	0		8	19.5%	3	9.7%	3	18.8%	2	3.0%	16	10.2%
60. 廃石綿等(飛散性)	0		2	4.9%	1	3.2%	2	12.5%	0		5	3.2%
61. 鉱さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	0		0		0		1	6.3%	0		1	0.6%
62. 燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	0		1	2.4%	0		1	6.3%	0		2	1.3%
63. 廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	0		2	4.9%	0		0		0		2	1.3%
64. 汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	0		0		3	9.7%	1	6.3%	1	1.5%	5	3.2%
65. 廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	0		0		3	9.7%	1	6.3%	1	1.5%	5	3.2%
66. 廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	0		0		2	6.5%	1	6.3%	1	1.5%	4	2.5%
67. ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	0		1	2.4%	0		1	6.3%	0		2	1.3%
回答事業所数	2	-	41	-	31	-	16	-	67	-	157	-

(2) 市域内処理の推進に関する意向

札幌市域内での産業廃棄物処理の推進に関する意向についてみると市域内処理の推進については、「どちらでもよい」とする事業者が 85.3%を占めており、「すべきである」とする事業所の割合は 10.4%にとどまっている。札幌市内で発生した産業廃棄物を、市域内で処理・処分を行うことの意義が十分に理解されていない状況が把握された。

表 2.5.3-3 市域内での産業廃棄物処理の促進について

単位:件

項目	すべきである	必要はない	どちらでもよい	合計
合計(%)	120 (10.4%)	49 (4.3%)	982 (85.3%)	1,151 (100.0%)
農業	1	0	5	6
耕種農業			1	1
畜産農業	1		1	2
園芸サービス業等			3	3
林業	0	0	3	3
育林業			1	1
素材生産業			1	1
林業サービス業			1	1
建設業	29	8	133	170
総合工事業	18	7	78	103
職別工事業	4	0	15	19
設備工事業	7	1	40	48
製造業	23	7	139	169
食料品製造業	3	2	26	31
飲料・たばこ・飼料製造業	1		4	5
繊維工業	2		2	4
木材・木製品製造業			3	3
家具・装備品製造業	2		7	9
パルプ・紙・紙加工品製造業	1		5	6
印刷・同関連業			15	15
化学工業			10	10
石油製品・石炭製品製造業	1		3	4
プラスチック製品製造業		1	6	7
ゴム製品製造業			2	2
なめし革・同製品・毛皮製造業			1	1
窯業・土石製品製造業	4		12	16
鉄鋼業			5	5
金属製品製造業	4	2	12	18
一般機械器具製造業	2	2	15	19
電気機械器具製造業	2		5	7
その他機械器具製造業			4	4
その他製造業	1		2	3
医療・福祉	16	7	203	226
一般診療所	11	6	146	163
歯科診療所	2		27	29
社会保険・社会福祉・介護事業	3	1	30	34
その他の事業	51	27	499	577
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	18	20
情報通信業	1	1	3	5
運輸業	6	5	50	61
卸・小売業	21	12	200	233
金融・保険業	4	0	46	50
不動産業, 物品賃貸業	5	2	52	59
宿泊業, 飲食サービス業	7	0	21	28
教育, 学習支援業	1	0	14	15
学術研究, 専門・技術サービス業	2	3	35	40
生活関連サービス業, 娯楽業	3	3	60	66

(3) 委託処理業者の選定

廃棄物を処理する場合の委託処理業者の選定基準についてみると、「優良な処理業者」とする事業所が 70.6%と最も多く、次いで、処理料金が 49.5%、「取引をしている業者の都合上」が 20.0%となっている。

業種別にみても、建設業では「排出場所近辺の処理場」が 3 番目に多くなっており 37.5%を占めている。また、製造業や卸・小売業では、ともに「リサイクルに意欲的な業者」が 3 番目に多く、それぞれ 23.7%、24.2%となっている。

表 2.5.3-4 処理を委託する場合の業者の選定基準について（複数回答）

項目	処理料金	優良な処理業者	排出場所近辺の処理場	取引をしている業者の都合上	リサイクルに意欲的な業者	自社処理のため委託していない	その他	回答事業所数
合計(%)	588 (49.5%)	839 (70.6%)	134 (11.3%)	238 (20.0%)	234 (19.7%)	17 (1.4%)	57 (4.8%)	1,188
農業	2	1	2	2	1	0	1	7
耕種農業	1							1
畜産農業	1		1	1	1		1	3
園芸サービス業等		1	1	1				3
林業	1	1	1	0	2	0	0	3
育林業	1		1		1			1
素材生産業					1			1
林業サービス業		1						1
建設業	99	124	66	49	41	3	11	176
総合工事業	60	66	50	33	29	2	9	106
職別工事業	13	17	5	3	2	0	0	20
設備工事業	26	41	11	13	10	1	2	50
製造業	93	121	26	24	42	2	8	177
食料品製造業	21	22	0	3	7	1	1	31
飲料・たばこ・飼料製造業	3	5	0	0	3	0	0	5
繊維工業	2	3	0	0	2	0	0	3
木材・木製品製造業	3	3	1	0	0	0	0	4
家具・装備品製造業	5	4	1	1	2	0	1	9
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	7	0	0	0	0	0	7
印刷・同関連業	13	15	1	4	8	0	0	18
化学工業	4	8	1	0	5	0	1	10
石油製品・石炭製品製造業	5	4	1	1	1	0	0	5
プラスチック製品製造業	3	5	2	0	2	0	1	7
ゴム製品製造業	1	0	0	1	0	0	0	2
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1	1	0	1	0	0	1
窯業・土石製品製造業	10	9	6	2	2	1	0	18
鉄鋼業	4	3	0	1	1	0	0	5
金属製品製造業	7	12	4	4	3	0	1	19
一般機械器具製造業	4	13	5	4	3	0	2	20
電気機械器具製造業	2	4	2	1	2	0	0	7
その他機械器具製造業	3	3	1	0	0	0	1	4
その他製造業	0	0	0	2	0	0	0	2
医療・福祉	145	169	8	51	33	0	5	232
一般診療所	106	125	6	29	24	0	3	162
歯科診療所	23	24	1	9	4	0	0	34
社会保険・社会福祉・介護事業	16	20	1	13	5	0	2	36
その他の事業	248	423	31	112	115	12	32	593
電気・ガス・熱供給・水道業	12	14	0	5	3	0	1	20
情報通信業	4	5	0	0	4	0	0	6
運輸業	26	41	5	12	13	0	5	61
卸・小売業	94	178	13	44	59	12	15	244
金融・保険業	9	36	0	14	1	0	2	49
不動産業、物品賃貸業	26	42	4	12	7	0	3	60
宿泊業、飲食サービス業	20	20	1	3	9	0	0	29
教育、学習支援業	9	14	0	2	2	0	0	15
学術研究、専門・技術サービス業	18	27	5	5	7	0	4	41
生活関連サービス業、娯楽業	30	46	3	15	10	0	2	68

(4) 市内処理業者への委託状況

①市域外業者の委託状況

市域外に処理施設を有する業者への委託状況についてみると、「委託している」とする事業所の割合が55.4%となっており、処理場所に関しては特に意識していない状況が把握された。

表 2.5.3-5 市域外に処理施設を有する処理業者への委託状況

単位: 件

項目	市外に処理施設を有する 業者に委託している	市外に処理施設を有する 業者には委託していない	合計
合計 (%)	649 (55.4%)	522 (44.6%)	1,171 (100.0%)
農業	4	3	7
耕種農業	1		1
畜産農業	2	1	3
園芸サービス業等	1	2	3
林業	1	2	3
育林業	1		1
素材生産業		1	1
林業サービス業		1	1
建設業	103	70	173
総合工事業	58	43	101
職別工事業	15	6	21
設備工事業	30	21	51
製造業	82	91	173
食料品製造業	14	17	31
飲料・たばこ・飼料製造業	5		5
繊維工業	1	2	3
木材・木製品製造業		3	3
家具・装備品製造業	3	6	9
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	4	7
印刷・同関連業	14	3	17
化学工業	3	7	10
石油製品・石炭製品製造業	3	2	5
プラスチック製品製造業	2	4	6
ゴム製品製造業	1		1
なめし革・同製品・毛皮製造業	1		1
窯業・土石製品製造業	9	9	18
鉄鋼業	4	1	5
金属製品製造業	9	10	19
一般機械器具製造業	5	15	20
電気機械器具製造業	2	5	7
その他機械器具製造業	2	2	4
その他製造業	1	1	2
医療・福祉	140	89	229
一般診療所	111	49	160
歯科診療所	14	19	33
社会保険・社会福祉・介護事業	15	21	36
その他の事業	319	267	586
電気・ガス・熱供給・水道業	9	11	20
情報通信業	2	4	6
運輸業	38	23	61
卸・小売業	142	98	240
金融・保険業	30	20	50
不動産業, 物品賃貸業	20	39	59
宿泊業, 飲食サービス業	11	17	28
教育, 学習支援業	9	6	15
学術研究, 専門・技術サービス業	25	13	38
生活関連サービス業, 娯楽業	33	36	69

②市外業者への委託理由

市外に処理施設を有する処理業者への委託理由についてみると、「優良な処理業者」が 46.1%と最も多く、次いで、「取引している業者の都合」が 38.6%、「処理料金が安い」が 32.7%となっている。

表 2.5.3-6 市外に処理施設を有する処理業者への委託理由（複数回答）

項目	処理料金が安い	優良な処理業者	リサイクルを推進するため	取引をしている業者の都合上	本社(所)からの指示	自社処理のため委託していない	その他	回答事業所数
合計(%)	220 (32.7%)	310 (46.1%)	96 (14.3%)	260 (38.6%)	71 (10.5%)	1 (0.1%)	61 (9.1%)	673
農業		1		1			2	4
耕種農業							1	1
畜産農業				1			1	2
園芸サービス業等		1						1
林業	1	1	1					1
育林業	1		1					1
素材生産業								0
林業サービス業		1						0
建設業	39	47	24	49	1	1	16	106
総合工事業	24	29	18	30	1	1	10	61
職別工事業	7	8	2	5				15
設備工事業	8	10	4	14			6	30
製造業	36	38	15	28	1		11	86
食料品製造業	7	7	4	5				14
飲料・たばこ・飼料製造業	2	5	3					5
繊維工業		1						1
木材・木製品製造業							1	1
家具・装備品製造業	3			1				3
パルプ・紙・紙加工品製造業		2		1				3
印刷・同関連業	6	10	4	5				15
化学工業	2	2	1	0			1	3
石油製品・石炭製品製造業	1	2		2				3
プラスチック製品製造業				3			1	3
ゴム製品製造業	1			1				2
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1	1					1
窯業・土石製品製造業	2	1		4			2	9
鉄鋼業	2	1		1			1	4
金属製品製造業	5	4	2				3	9
一般機械器具製造業	2			2	1		1	5
電気機械器具製造業				2			0	2
その他機械器具製造業	2	2					1	2
その他製造業				1				0
医療・福祉	60	67	8	68	5		4	144
一般診療所	56	58	7	49	5		1	114
歯科診療所	1	5		9			1	14
社会保険・社会福祉・介護事業	3	4	1	10			2	16
その他の事業	84	156	48	114	64		28	332
電気・ガス・熱供給・水道業	3	4	1	3			1	9
情報通信業		1		1				2
運輸業	13	22	8	12	5		1	41
卸・小売業	33	74	27	51	33		11	149
金融・保険業	2	4		8	20		1	30
不動産業、物品賃貸業	6	9	1	10			3	21
宿泊業、飲食サービス業	5	6	5	4			1	10
教育、学習支援業	4	6		3				9
学術研究、専門・技術サービス業	8	14	1	8	3		4	27
生活関連サービス業、娯楽業	10	16	5	14	3		6	34

2.5.4 札幌市の産業廃棄物処理に係る施策

(1) 力を入れるべき施策

産業廃棄物の排出事業者において札幌市が特に力を入れるべきとする施策についてみると、「優良処理事業者の育成」をあげる事業所が最も多く 51.1%を占めている。次いで、「リサイクル施設の整備推進」42.9%、「適正処理に関する啓発活動」31.7%、「監視や指導の強化と厳しい取締り・処分」が 20.5%、「民間における処理施設設置への協力」が 19.6%の順となっている。

表 2.5.4-1 札幌市が特に力を入れるべき施策について（複数回答）

											単位: 件
項目	適正処理に関する啓発活動	優良処理事業者の育成	処理施設の維持管理情報等の公開	市の受入見直しによる排出抑制推進	市内処理の推進	リサイクル施設の整備推進	民間の適正な処理施設整備の誘導	民間における処理施設設置への協力	監視や指導の強化と厳しい取締り・処分	その他	回答事業所数
合計(%)	350 (31.7%)	564 (51.1%)	123 (11.1%)	117 (10.6%)	136 (12.3%)	474 (42.9%)	200 (18.1%)	216 (19.6%)	226 (20.5%)	24 (2.2%)	1,104
農業	1	1	0	1	1	3	1	0	1	0	5
耕種農業	1				1						1
畜産農業		1				2	1		1		3
園芸サービス業等				1		1					1
林業	1	3	1	0	0	1	1	0	0	0	3
育林業		1				1	1				1
素材生産業	1	1	1								1
林業サービス業		1									1
建設業	59	86	18	22	18	62	36	29	38	6	168
総合工事業	29	54	11	15	11	37	27	21	23	4	100
職別工事業	9	6	3	3	2	9	2	2	8	0	20
設備工事業	21	26	4	4	5	16	7	6	7	2	48
製造業	40	71	21	15	24	77	36	27	27	7	163
食料品製造業	9	14	3	5	4	18	5	4	3	0	28
飲料・たばこ・飼料製造業	1	3	1	0	1	1	1	0	0	0	4
繊維工業	1	1	1	0	0	2	1	1	2	0	3
木材・木製品製造業	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	2
家具・装備品製造業	2	3	1	1	2	6	4	1	1	0	9
パルプ・紙・紙加工品製造業	0	3	3	0	0	1	2	1	1	0	5
印刷・同関連業	4	11	2	2	0	9	3	6	0	2	18
化学工業	5	7	1	0	2	3	2	0	2	0	10
石油製品・石炭製品製造業	0	2	0	0	2	1	2	1	2	0	5
プラスチック製品製造業	2	2	1	0	4	4	1	3	1	0	8
ゴム製品製造業	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0	2
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1
窯業・土石製品製造業	2	6	2	1	5	6	4	4	1	0	17
鉄鋼業	2	2	1	0	0	4	1	1	0	0	5
金属製品製造業	3	3	1	1	3	7	7	4	3	2	17
一般機械器具製造業	3	8	3	3	1	7	2	1	3	1	17
電気機械器具製造業	2	2	0	1	0	4	0	0	3	0	7
その他機械器具製造業	3	2	0	0	0	0	0	0	2	2	4
その他製造業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
医療・福祉	78	115	28	19	38	82	39	31	39	4	214
一般診療所	57	82	22	15	21	54	29	26	30	3	153
歯科診療所	10	13	6	2	10	10	5	3	3	0	26
社会保険・社会福祉・介護事業	11	20	0	2	7	18	5	2	6	1	35
その他の事業	171	288	55	60	55	249	87	129	121	7	551
電気・ガス・熱供給・水道業	3	14	2	0	1	5	4	3	7	1	10
情報通信業	3	4	2	1	1	1	0	1	1	0	6
運輸業	20	20	5	7	6	26	8	11	8	1	58
卸・小売業	61	120	31	27	28	109	33	51	45	1	238
金融・保険業	26	14	3	5	4	27	5	26	12	0	46
不動産業、物品賃貸業	16	33	3	5	6	28	10	12	13	1	56
宿泊業、飲食サービス業	7	10	0	2	3	13	4	9	5	0	22
教育、学習支援業	5	9	2	3	0	7	2	2	3	1	12
学術研究、専門・技術サービス業	13	21	2	5	3	13	6	5	9	0	36
生活関連サービス業、娯楽業	17	43	5	5	3	20	15	9	18	2	67

(2) 知っている札幌市の施策

札幌市の施策についての認知度についてみると、本設問に対する回答事業所数のうち「オフィス・店舗向けガイドブックの配布」が79.8%と最も多く、次いで、「優良処理業者認定制度の周知と業者公表」が40.3%となっている。

しかし、アンケート調査への全回収数(1,355)を踏まえると、総じて札幌市の施策に対する認知度は必ずしも高くはないことが把握された。

表 2.5.4-2 札幌市の施策に対する認知度

単位:件					
項目	オフィス・店舗向けガイドブックの配布	優良処理業者認定制度の周知と業者公表	処理施設の維持管理情報等の情報公開	市域内処理の推進	回答事業所数
合計(%)	564 (79.8%)	285 (40.3%)	141 (19.9%)	46 (6.5%)	707
農業	2		1	1	3
耕種農業					0
畜産農業	1		1		1
園芸サービス業等	1			1	2
林業	1				1
育林業					0
素材生産業	1				1
林業サービス業					0
建設業	97	73	45	15	136
総合工事業	60	55	33	11	82
職別工事業	11	6	3	0	16
設備工事業	26	12	9	4	38
製造業	65	42	14	2	91
食料品製造業	13	8			15
飲料・たばこ・飼料製造業	3	4			5
繊維工業	1	1	1		1
木材・木製品製造業	1				1
家具・装備品製造業	4	1	1		4
パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1
印刷・同関連業	8	6	2		10
化学工業	4	5	3		8
石油製品・石炭製品製造業	2	1			3
プラスチック製品製造業	4				4
ゴム製品製造業	1				1
なめし革・同製品・毛皮製造業	1				1
窯業・土石製品製造業	5	5	1		8
鉄鋼業	3	3	2		4
金属製品製造業	2	2	3	2	7
一般機械器具製造業	7	4			11
電気機械器具製造業	4	1			5
その他機械器具製造業		1	1		1
その他製造業	1				1
医療・福祉	116	36	24	5	135
一般診療所	87	26	17	3	102
歯科診療所	18	8	3	1	19
社会保険・社会福祉・介護事業	11	2	4	1	14
その他の事業	283	134	57	23	341
電気・ガス・熱供給・水道業	15	5	1		16
情報通信業	3	1			4
運輸業	29	16	4	2	33
卸・小売業	120	73	37	14	148
金融・保険業	31	3	2		34
不動産業、物品賃貸業	27	12	5	2	34
宿泊業、飲食サービス業	13	7	1		14
教育、学習支援業	8	1		2	10
学術研究、専門・技術サービス業	14	5	2		15
生活関連サービス業、娯楽業	23	11	5	3	33

(3) 電子マニフェスト制度の導入

電子マニフェスト制度の導入状況についてみると、「既に導入している」が 11.7%、「今後、予定している」が 12.1%となっており、「導入、又は予定もしていない」が 76.2%と、最も多くなっている。

表 2.5.4-3 電子マニフェスト制度の導入状況について

単位:件

項目	既に導入している	予定している	予定なし	合計
合計(%)	134 (11.7%)	138 (12.1%)	872 (76.2%)	1,144 (100.0%)
農業			6	6
耕種農業			1	1
畜産農業			3	3
園芸サービス業等	1		2	3
林業			2	2
育林業			1	1
素材生産業		1		1
林業サービス業			1	1
建設業	37	29	109	175
総合工事業	32	19	54	105
職別工事業	2	4	15	21
設備工事業	3	6	40	49
製造業	6	15	152	173
食料品製造業	0	1	29	30
飲料・たばこ・飼料製造業		2	3	5
繊維工業		1	2	3
木材・木製品製造業			4	4
家具・装備品製造業	1	1	6	8
パルプ・紙・紙加工品製造業		2	5	7
印刷・同関連業			18	18
化学工業		1	9	10
石油製品・石炭製品製造業	1	1	3	5
プラスチック製品製造業			7	7
ゴム製品製造業			2	2
なめし革・同製品・毛皮製造業	1			1
窯業・土石製品製造業	0	5	13	18
鉄鋼業	2		3	5
金属製品製造業	1	0	17	18
一般機械器具製造業	0	1	18	19
電気機械器具製造業			7	7
その他機械器具製造業			4	4
その他製造業			2	2
医療・福祉		24	166	190
一般診療所	21	19	123	163
歯科診療所	21	1	10	32
社会保険・社会福祉・介護事業	0	4	33	37
その他の事業	91	70	437	598
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	17	20
情報通信業	1	0	6	7
運輸業	9	11	42	62
卸・小売業	49	41	157	247
金融・保険業	3	0	47	50
不動産業, 物品賃貸業	4	5	50	59
宿泊業, 飲食サービス業	3	2	24	29
教育, 学習支援業	0	1	13	14
学術研究, 専門・技術サービス業	4	3	33	40
生活関連サービス業, 娯楽業	15	7	48	70

導入していない理由をみると、「電子マニフェスト制度を知らない」が40.4%と最も多く、次いで、「発生する廃棄物が少ない」が39.3%、「コストがかかる」が13.3%、「登録方法が難しい」が6.3%の順となっている。

表 2.5.4-4 電子マニフェスト制度を導入していない（予定もない）理由

単位：件

項目	電子マニフェスト制度を知らない	発生する廃棄物が少ない	登録の方法が難しい	コストがかかる	その他	電子マニフェストの導入予定なし
合計(%)	352 (40.4%)	343 (39.3%)	55 (6.3%)	116 (13.3%)	79 (9.1%)	872
農業	2	1	1	2	1	6
耕種農業	1					1
畜産農業	1			1	1	3
園芸サービス業等		1	1	1		2
林業	1	1	0	0	0	2
育林業		1				1
素材生産業						0
林業サービス業	1					1
建設業	25	47	16	21	16	109
総合工事業	10	18	11	13	10	54
職別工事業	3	10	3	3	1	15
設備工事業	12	19	2	5	5	40
製造業	66	62	6	12	12	152
食料品製造業	9	12	3	2	3	29
飲料・たばこ・飼料製造業	1	1	0	0	1	3
繊維工業	1	2	0	0	0	2
木材・木製品製造業	3	2	0	0	0	4
家具・装備品製造業	6	0	0	0	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	4	0	0	0	5
印刷・同関連業	8	5	1	5	0	18
化学工業	3	3	0	2	1	9
石油製品・石炭製品製造業	0	3	0	0	0	3
プラスチック製品製造業	4	3	1	0	0	7
ゴム製品製造業	1	1	0	0	0	2
なめし革・同製品・毛皮製造業						0
窯業・土石製品製造業	6	3	1	2	2	13
鉄鋼業	1	2	0	0	0	3
金属製品製造業	8	6	0	0	1	17
一般機械器具製造業	7	11	0	1	2	18
電気機械器具製造業	2	3	0	0	0	7
その他機械器具製造業	3	0	0	0	1	4
その他製造業	1	1	0	0	0	2
医療・福祉	75	45	14	38	8	166
一般診療所	50	30	11	35	7	123
歯科診療所	7	2	1	0	0	10
社会保険・社会福祉・介護事業	18	13	2	3	1	33
その他の事業	183	187	18	43	42	437
電気・ガス・熱供給・水道業	1	13	0	1	1	17
情報通信業	3	2	0	0	1	6
運輸業	16	17	5	5	5	42
卸・小売業	76	66	3	21	7	157
金融・保険業	20	14	0	1	20	47
不動産業、物品賃貸業	15	26	3	7	2	50
宿泊業、飲食サービス業	9	5	2	1	4	24
教育、学習支援業	4	7	2	2	0	13
学術研究、専門・技術サービス業	15	18	0	3	2	33
生活関連サービス業、娯楽業	24	19	3	2	0	48